

平成23年第3回

三重県議会定例会会議録

(9 月 27 日)
(第 4 号)

平成23年第3回

三重県議会定例会会議録

第4号

平成23年9月27日（火曜日）

議事日程（第4号）

平成23年9月27日（火）午前10時開議

- 第1 議案撤回の件
- 第2 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第3 議案第22号及び議案第23号
〔提案説明、質疑、委員会付託〕
- 第4 意見書案第1号
〔討論、採決〕

会議に付した事件

- 日程第1 議案撤回の件
- 日程第2 県政に対する質問
- 日程第3 議案第22号及び議案第23号
- 日程第4 意見書案第1号

会議に出欠席の議員氏名

- | | | | |
|------|-----|----|----|
| 出席議員 | 51名 | | |
| 1 | 番 | 下野 | 幸助 |
| 2 | 番 | 田中 | 智也 |
| 3 | 番 | 藤根 | 正典 |

4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄
9	番	東	豊
10	番	中西	勇
11	番	濱井	初男
12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	村林	聡
21	番	小林	正人
22	番	奥野	英介
23	番	中川	康洋
24	番	今井	智広
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	辻	三千宣
28	番	笹井	健司
29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	舘	直人

32	番	服部	富男
33	番	津田	健児
34	番	中嶋	年規
35	番	竹上	真人
36	番	青木	謙順
37	番	中森	博文
38	番	前野	和美
39	番	水谷	隆
40	番	日沖	正信
41	番	前田	剛志
43	番	舟橋	裕幸
44	番	三谷	哲央
45	番	中村	進一
46	番	岩田	隆嘉
47	番	貝増	吉郎
48	番	山本	勝
49	番	永田	正巳
50	番	山本	教和
51	番	西場	信行
52	番	中川	正美
(42	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏一
書記(事務局次長)	神戸	保幸
書記(議事課長)	原田	孝夫
書記(企画法務課長)	野口	幸彦
書記(議事課副課長)	山本	秀典

書 記（議事課主査）

平 井 靖 士

書 記（議事課主査）

坂 井 哲

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	安 田 敏 春
副 知 事	江 畑 賢 治
政 策 部 長	小 林 清 人
総 務 部 長	植 田 隆
防災危機管理部長	大 林 清
生活・文化部長	北 岡 寛 之
健康福祉部長	山 口 和 夫
環境森林部長	辰 己 清 和
農水商工部長	渡 邊 信一郎
県土整備部長	北 川 貴 志
政 策 部 理 事	梶 田 郁 郎
政策部東紀州対策局長	小 林 潔
政 策 部 理 事	藤 本 和 弘
健康福祉部理事	稲 垣 清 文
健康福祉部こども局長	太 田 栄 子
環境森林部理事	岡 本 道 和
農水商工部理事	山 川 進
農水商工部観光局長	長 野 守
県土整備部理事	廣 田 実
企 業 庁 長	東 地 隆 司
病院事業庁長	南 清
会計管理者兼出納局長	山 本 浩 和

教育委員会委員長
教 育 長

清 水 明
真 伏 秀 樹

公安委員会委員
警 察 本 部 長

田 中 彩 子
斉 藤 実

代表監査委員
監査委員事務局長

植 田 十志夫
長谷川 智 雄

人事委員会委員長
人事委員会事務局長

飯 田 俊 司
堀 木 稔 生

選挙管理委員会委員

沓 掛 和 男

労働委員会事務局長

小 林 正 夫

午前10時0分開議

開 議

議長（山本教和） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

議長（山本教和） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

知事から会議規則第15条第2項の規定により、事件撤回請求書が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第22号及び議案第23号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、意見書案第1号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

平成23年 9月22日

三重県議会議長 山本 教和 様

三重県知事 鈴木 英 敬

事 件 撤 回 請 求 書

事 件 名 議案第18号 訴えの提起（和解を含む。）について

平成23年 9月14日提出した上記の事件は次の理由により撤回いたしたいので、
三重県議会議規則第15条第 2 項の規定により請求します。

理 由

平成23年 9月22日に返還金の納付が確認できたことから、訴えの提起を行う
理由がなくなったため。

追 加 提 出 議 案 件 名

議案第22号 平成23年度三重県一般会計補正予算（第7号）

議案第23号 工事請負契約の変更について（三重県伊勢庁舎本館等建築工
事）

意見書案第 1 号

台風による災害への対策を求める意見書案

上記提出する。

平成23年 9月22日

提 出 者

中 西 勇

奥野英介
中川康洋
竹上真人
前野和美
前田剛志
舟橋裕幸
三谷哲央
西場信行

台風による災害への対策を求める意見書案

先に来襲した台風12号は、長時間にわたって西日本各地を暴風雨に巻き込み、甚大な被害を発生させた。

特に本県においては、洪水や土砂崩れ等により尊い人命が失われたのみならず、鉄道や道路の損壊による集落の孤立、停電や断水などライフラインの遮断などのほか、農林水産業や商工業等広範な分野に深刻な被害が発生した。

本県及び市町においては、ボランティアの協力も得つつ早期の復旧に向けて全力を挙げて取り組んでいるところであるが、復旧のためには膨大な経費と労力が必要であり、とりわけ、被災された住民への支援は緊要である。

さらに、今後、このような大災害から住民の生命及び財産を守るため、一層の災害予防対策が早急に講じられなければならない。

よって、本県議会は、この災害から早期に復旧し、及び今後の災害対策を充実させるため、国において、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 各種の災害復旧国庫補助事業を早期に採択すること。
- 2 災害に係る特別交付税の重点配分をすること。
- 3 合併特例債の発行期限を延長すること。

- 4 被災者生活再建支援制度を拡充すること。
- 5 被災者に対し、税制上の特別措置を講じること。
- 6 被災した農林水産業者及び中小企業者に対し、金融支援を講じること。
- 7 地域の実情に応じた総合的な治山治水及び土砂災害の対策を早期に推進し、道路施設の防災対策の強化を図るため、所要の財政措置を講じること。
- 8 大災害に備えて紀勢自動車道を含めた幹線道路網の整備を強力に推進すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 教和

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣
農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（防災）

議 案 撤 回

議長（山本教和） 日程第1、議案撤回の件を議題といたします。

去る9月14日、知事から提出されました議案第18号訴えの提起（和解を含む。）については、9月22日付をもって撤回の請求がありました。

お諮りいたします。議案第18号の撤回については、会議規則第15条第1項の規定により、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本教和） 御異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決定いたしました。

質 問

議長（山本教和） 日程第2、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。8番 大久保孝栄議員。

〔8番 大久保孝栄議員登壇・拍手〕

8番（大久保孝栄） 皆さん、おはようございます。熊野市・南牟婁郡選出の鷹山の久保孝栄と申します。本来なら私たちの会派、鷹山の奥野英介代表の一般質問の予定でしたが、私の地元である熊野市、御浜町、紀宝町が今回の台風12号で大きな被害を受けましたので、急遽お時間を賜り、被災地の思いを伝えさせていただきたいとお願い申し上げ、御快諾をいただきました。何分、自分、人生で初めての登壇でございます。しかも、今年の3月まで熊野市で、一主婦、塾の一経営者、そして、今、小学校6年生の息子がおります母親として生活しておりましたので、県会議員としては、県政の何たるか、まだ右も左もわからない未熟な1年生でございます。急ぎ勉強しておりますが、県民目線そのまま、地元の思い、被災地の不安など、この場でお伝えさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

まずは、今回の台風12号、台風15号でお亡くなりになられた方々に衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心より御見舞い申し上げます。被災された方々、よく生きていてくださいました。本当によく頑張ってくださいました。今回の県南部の災害は、何十人、何百人と死亡者や行方不明者が出てもおかしくない大災害でございました。濁流に流されかけた方、浸水で水面から顔や鼻だけ出して息をして生き延びられた方、屋根の上で救いを待つ方も、逃げても逃げても水が迫ってくる恐怖を経験された方、土砂に押し流された方も大勢いました。

しかし、最後まで生きることをあきらめない、そして、身の危険を顧みず、そういう方々を見捨てずに助けた地元の方々に感謝の気持ちでいっぱいでございます。それとともに、地域の方々のきずなの深さ、尊さに強く胸を打たれましたし、郷土の誇りであると思っております。

そして、この場にいらっしゃる皆様とテレビやインターネットをごらんの皆様に、被災地住民になりかわりまして、深甚なる感謝の気持ちをまず伝え

させていただきます。鈴木知事はじめ県職員、自衛隊、県警、機動隊、各県内の市町、県内外からのたくさんのボランティアの皆様、御心配いただいておりますすべての皆様に、この台風12号による未曾有の大災害の復旧に、多大なる不眠不休の御支援を賜りました。本当にありがとうございます。

特に知事には、計6回もお越しいただき、即刻の自衛隊の派遣など、迅速かつ行き届いた対処をありがとうございました。また、執行部におかれましても、防災危機管理部はじめ各部多方面で、職員の派遣など、全身全霊を込めた力強い御支援を本当にありがとうございました。中でも、熊野県民センター、熊野建設事務所、農林商工環境事務所、保健福祉事務所、県民防災室の県職員の皆さんには、窮地でありながら臨機応変、決死的に対処していただき、その公僕魂は見事でありました。優先順位を即座に決め、県民と地域のことを第一に思い、本当に心のある仕事をしていただきましたこと、間近で見せていただき、心より感謝しております。知事にはぜひぜひ、これら素晴らしい職員の皆様に、思いきりねぎらいのお言葉をかけてあげていただきたいと思います。

さて、復旧はまだまだこれからです。課題山積でございます。地元、熊野市長、御浜町長、紀宝町長はじめ地元自治体職員、議員、県職員、建設業、消防署、消防団などなど、各種団体が何日も寝ずに復旧に当たってくださり、市町と県の連携もうまくいき、想像よりはずっと早く仮復旧に至りました。本当に皆さん、連日お疲れさまでございます。しかし、3週間がたちました。まだ本復旧にはほど遠く、台風が次々にやってくる我が地域には、ゆっくりしている時間もございません。今も、不便で不安な思いでいっぱい避難者も、家をなくした方も大勢います。

皆さん、御自分に置きかえてみてください。一生懸命、何十年も働いてお金をため、あるいは借り入れをして築き上げたマイホーム、心血を注いだ事業所、それが突然の大水害に遭い、どんどん泥水が入ってくる。濁流が、また引いていくときにはすごい大きな力で家財道具や生活用品を奪い去っていく。子どもが小さかったころの思い出、写真、ビデオ、大事な御先祖様の御

位牌、お金で買えない、自分たちが今まで生きてきたあかしのものがたくさん次々に流され、なくなっていくのです。

でも、被災者の皆さんは、東北の被災者のことを思ったらこれくらい大したことはない、これで落ち込んでいたら東北の方々に申しわけないと一同におっしゃいます。しかし、後の台風15号のときには、ふだんならなれている大きさの台風です。あの地方は、その大きさの、15号の大きさの台風なら、いつもなれていて平気なんです。しかし、その台風にも、つめ跡が大きいのでびくびくし、少しの雨にもとても寿命の縮む不安をしています。

このような中でも、しかし、心の温まることもあります。今回ボランティアの方の中に、南三陸町からお越しいただいた方もいました。今、世界じゅう異常気象で、いろんな自然災害が起こっています。その中で唯一幸せを実感できるのは、人と人のきずなです。自分が本当につらいとき、力になってくれる人がいる。知事のおっしゃる幸福実感日本一の原点は、人と人のきずなにこそあるのかもしれない。

さて、本題に入ります。

皆さん御承知のとおり東紀州は、過疎、少子・高齢化が著しく進んでおり、経済的にも決して恵まれた地域ではございません。この地域に今回、このように未曾有の大災害が起こりました。今、被災した住民は日々、床上浸水した家や事業所、店舗の後片づけに明け暮れています。夜は、親戚の家や知り合いの家、もしくは避難所に寝泊まりされている方もたくさんいます。被災直後は、水や電気といったすべてのライフラインが断たれ、また、車もつかっており移動手段とてなく、情報を得る手段がないという深刻な事態に陥りました。いまだに、実際ほかの地区がどういう状況になっているのかわからない被災者も多くあります。新聞やテレビなどでは伝えられてはおりますが、県民の皆さんに知っていただいているのかなと思うことがありますので、教えていただければと思います。

まず、この台風12号の被害に当たり、知事、副知事、各議員には、激甚災害への早期指定に大変な御尽力をいただきました。まことにありがとうございます

います。ところで、この激甚災害の指定とはどういうことなのでしょう。指定をいただいたことと指定されない場合とどう違うのか、県民の皆さんにわかりやすいように、簡潔かつ具体的に教えてください。お願いします。

〔大林 清防災危機管理部長登壇〕

防災危機管理部長（大林 清） それでは、激甚災害制度についてお答えさせていただきます。

激甚災害制度は、災害による被害が特に大きく、国民生活に著しい影響を与えた災害に対して、被災した地方自治体や被災者を支援するため、国が特別の財政援助や助成を行う制度です。そのための法律として激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律が制定されておりまして、この法律に基づいて、国が激甚災害の指定を行います。

この激甚災害の指定を受けますと、河川、海岸、道路、公立学校などの公共土木施設等の被害や農地等の被害に対する災害復旧事業等の国庫補助率のかさ上げが適用されることとなります。そのほかに、中小企業者等に対して金融上の支援措置があります。

また、この激甚災害の指定には、いわゆる本激と局激という2種類がございます。本激といいますのは、全国規模の災害に対して、地域を特定せず、災害そのものを指定するものでございます。また、局激といいますのは、被害を受けた地域を特定して、市町村単位で指定を行うものでございます。

9月20日の閣議で決定されました台風12号による災害を激甚災害として指定し、あわせて、当該災害に適用すべき措置を指定する政令が、昨日9月26日に内閣府から公布をされました。これによりまして、公共土木施設や農地等の災害復旧事業等について、通常の国庫補助をかさ上げる措置などが全国を対象に適用されます。

ただ、この特例措置は、被害を受けたすべての地方自治体に適用されるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方自治体に限って補助率のかさ上げが適用されるという制度になっております。

また、中小企業者等に対しましては、政府系金融機関の金利引き下げなど

の金融上の特例措置が、熊野市及び紀宝町の区域を対象に適用されたところでございます。

以上でございます。

〔 8 番 大久保孝栄議員登壇 〕

8番（大久保孝栄） ありがとうございます。

今、地元が一番心配しているのはやはり、復旧、復興に向けての予算のことです。今回の災害に当たり、復旧のために発注した工事や、避難所など、災害があったことによって発生した公的な経費は国と県と市町で分担するというのなら、やはり市町には重い負担となりますので、この点、特に御格別の御考慮をいただきたいと思えます。

また、次に、今回、個人の家や事業所に土砂が流れ込んでいくという箇所が多いのですが、到底個人では金銭的に支払える規模ではないのですが、その災害の復旧の支援策はどうなのでしょう。

公務員の方は災害があっても収入は安定されておりますから問題ないと思えますけれども、自営業や1次産業は仕事もできず、既にもらっていた注文でさえキャンセルせねばならない状況が続いております。しかも、今後再開のめどが立たないところが多いのです。

農家も、みかん農家も相当な被害を受けました。農機具だけでも13億円近くの損害です。農地も泥に埋まり、このままでは就農意欲がなくなってしまう。今朝の伊勢新聞にも掲載されておりましたけれども、かんきつは基幹産業でございます。本来なら収穫の時期に入っているところなんです、みかん農家の復旧、復興にも急ぎ対処しなくてはいけないと思えますので、またどうぞよろしくお願いします。

また、公明党さんにも御尽力いただきまして、雇用促進住宅などの準備も進んでおりますが、ありがとうございます。

また、今後の個人の住居の確保、農業再開、中小企業や商店などの再開のために二重ローンを抱える人も多いはず。被災者生活再建支援法の適用もいただいておりますが、知事、具体的に再建に向けて、個人や農家など1

次産業と中小企業への補助や支援策があればお聞かせください。よろしくお願ひします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） まず、大久保県議の地元における渾身の活動、何より被災された方々と同じ目線で、同じ気持ちで、自らの事務所も浸水されて大変な中、県民の方々のために心を込めた誠心誠意の御活動、心から敬意と感謝を申し述べたいと思います。

今般の台風12号においては、県南部を中心に甚大な被害が発生し、熊野市、御浜町、紀宝町に災害救助法が適用されました。また、国は本台風による災害を、早期に激甚災害に指定したところであります。県としましては、被災された地域の一刻も早い復旧、復興とともに、被災された方々の早期生活再建に向けて必要な支援を、全庁を挙げて取り組むこととしています。

現在、こうした考えのもと既に、被災された方々に対する県営住宅等の提供や県税の減免措置等を行っております。また、被災された方々のニーズを踏まえ、生活の再建や農業の復旧に向けた対策を講じてまいります。被災された中小企業の方々に対しては、このたび、県独自の新たな資金による支援を行いたいと考えております。今後、さらに必要となる県独自の支援策について鋭意検討、調整を進め、1日でも早く具体的な内容をお示しできるよう努めてまいります。詳細は、後ほど関係部長のほうから答弁をさせます。

今後とも、地元の大久保議員だからこそお耳に入っておられる現場の方々のニーズなど、ぜひ教えていただきたいと思ひます。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） 被災されました農家に対します支援策について、知事答弁を補足させていただきます。

今回の農業被害のうち、ライスセンターなど、農協でありますとか農事組合法人の共同利用施設、また、被災された農地、みかん園、それから頭首工など、農業基盤施設の復旧につきましては、今回の激甚災害の指定によりまして、一定の条件のもとで国の補助率のかさ上げによりまして、農家負担の

軽減につながる特別の助成措置が適用されることとなります。

さらに、被災した農家や営農組織などの農業機械や施設については、これも一定の条件がございますが、貸し付け当初5年間が無利子になる融資制度を活用いただけます。

今後も国によります支援の充実を要望してまいりますとともに、まずは国による支援策を積極的に活用して復旧に取り組んでまいります。あわせて、知事からもお答えいたしておりますが、被害の状況等を踏まえまして、農業の復旧につながる必要な支援策を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔山川 進農水商工部理事登壇〕

農水商工部理事（山川 進） 私のほうから、被災された中小企業に対する支援策についてお答えをいたします。

台風12号により被災された中小企業の支援につきましては、9月4日に県は金融機関に対して、貸出金の返済猶予など、金融上の特別措置をお願いするとともに、特別相談窓口を設置いたしまして、金融相談、経営相談を行っております。

さらに、9月9日から、熊野市、御浜町、紀宝町の被災中小企業を対象に、県内の中小企業融資制度の返済条件緩和措置を実施しております。9月20日に激甚災害法の局激の指定を受けた熊野市、紀宝町の中小企業者等に、災害関係保証の適用などの支援策が閣議決定をされました。これを受けまして、県においては、熊野市、紀宝町を対象に、災害関係保証を活用した台風12号関連災害復旧資金を創設することとしております。

また、激甚災害に指定されなかった御浜町をはじめとする市町の中小企業者に対しては、県独自のリフレッシュ資金の中に新たな災害復旧の資金を創設し、被災された中小企業者が早期に事業再建を図られるよう、金融機関、商工団体と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

〔8番 大久保孝栄議員登壇〕

8番（大久保孝栄） 御答弁ありがとうございます。

県民所得が200万円を切るという低い所得の土地柄ですので、どうぞ本当に個人に温かい御支援をいただきたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

続いて、今回のことで、県会議員として災害復旧活動をいきなり実践で経験し、このような事態のときにどう行動するかについても考えましたが、おのずとなすべきことは見えてまいりました。また、私の議員としての行動が時には現場を困らせるということもあるかもしれないので、よく周りを見て、何が一番大事で何を優先させるべきかを考え行動することが大事であるかを痛感いたしました。

復旧の手順は、命、道、水、食料、電気というライフラインの復旧の順であり、しかも同時進行でなければいけません。今回、道路の崩落で孤立集落が多くあり、大きくは国道42号も国道311号も、そしてJRの線路も寸断され、熊野市、南牟婁郡自体が大きく孤立してしまうということが起こりました。孤立集落をなくすということを考えると、最優先は道路の改修であります。それから、必然的にミッシングリンクの解消、中長期の計画として一刻も早く、国道42号以外の幹線道路、命の道としての近畿自動車道紀勢線の全通の計画をお願い申し上げたい。今から完成までずっと、高速道路、高速道路とくどいほど言い続けますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さらには、今回の災害の元凶の大水害でございます。

まず、台風による高波、一部では堤防が崩れ落ちております。また、堤防がない危険地帯もあります。以前は自然保護の観点から防災軽視のところもあったのですが、今後、3連動の大地震、大津波のこともあります。早期に復旧していただきたい。県がやっておかなければならないことは、抜かりなく早急に対応していただきたく存じます。

次に、河川対策ですが、ゲリラ豪雨が当たり前のように多発しております。今後、さらに迅速かつ適切に対応できるよう、また同じ災害を繰り返さないために、急ぎ、河川、河床、護岸の見直しが必要です。これからはもう、想

定外という言葉は使えません。記録的な長時間にわたる降雨量がすべての原因ではありますが、今回の災害には雨以外にも二つの原因があると思います。

一つはダムです。紀和町と紀宝町の熊野川と相野谷川のはんらんは、国の管轄のところもありますが、ダムの放流にも大きな原因があると思われます。発電のためだけではなく、今後、治水対策としても御理解をいただき、ルールを決め、放流の時間についても、今後も電力会社と協議を重ねていただきたいと強く要望いたします。

次に、御浜町や熊野市の災害は、主に流木による被害です。こちらは、今朝の読売新聞にも掲載されておりますが、切り捨てられたまま放置されている間伐材が山から流れ出し、橋などにひっかかり、強力な水圧を受け、橋ごと流されてしまうというケースが多発しました。

森林の保全の仕方によって山が保水できなくなり、土砂崩れの要因となった場合も多いと思われます。事業の見直しなどで、森林組合など、仕事の内容や予算が削られてきておりますが、森林を健全に維持していくということが、災害時の復旧費用を大きく減らすことにつながると考えられます。森は命の源です。手入れをしない放置山林の解消など、ぜひ森林保全について見直していただきたいと思います。

また、志原川の河口閉塞の問題もあります。河口の砂利が堆積し、水が海に流れなくなり、御浜町、熊野市の広い範囲で浸水が起こります。この志原川の河口閉塞の早期解決と、今回はんらんした井戸川、大又川、産田川、板屋川、その他主要河川に堆積した土砂の撤去も急がねばなりません。

今回の災害を受け、私たち県南部は、特に被災された方々は毎日、この歴史的な大災害に途方に暮れながら耐え忍んでおります。3週間たち、疲れもピークに達しているのが現状です。次の台風が来たらどうしようと、不安にさいなまれる日々を過ごしております。私たちは再建に向けて、天に祈る気持ちでひたすら頑張るしか道はありません。御先祖様からの大事な大事な自然豊かな故郷を、何としても災害から守りたいのです。今、申し上げましたハードの面の見直しも含め、防災への方針、この被災地となった地域の再建、

復興に向けての知事のお気持ち、強いメッセージを、どうぞ県内のすべての被災した方々にお聞かせください。お願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 被災地の河川堤防などの施設の早期復旧に向けた意気込みということで答弁させていただきたいと思います。

本県に記録的な豪雨をもたらしました台風12号は、熊野地域の1市2町をはじめ、県内各地に甚大な被害を及ぼしました。私自身も、先ほど議員も触れていただきましたが、熊野地域以外も含めると、被災した現場には7度入りました。斜面の崩落による道路の通行どめ、河川堤防の決壊による浸水被害、土石流による家屋の損壊など、それぞれの地域における被害の実態をこの目で確認したところであります。被災された方々のお気持ちを察しますと、一日も早い復旧、復興に向けて、強い思いでしっかりと取り組むことが私に課せられた使命であると考えております。

このため、被災地の安全・安心の確保に向け、道路や河川堤防などの被害を受けた施設等について、特に2次災害を防ぐ、人家に近い部分の危険箇所の仮復旧、こういうものをより優先的に進めつつ、できるだけ早く復旧してまいります。なお、その財源確保等の観点から、本県被災地調査のために来県された野田総理や平野防災担当大臣に、激甚災害の早期指定、国の第3次補正予算の対象に台風12号の復旧・復興費用を加えること、所要の財政的支援を組み入れることを要望するとともに、関係省庁への緊急提言を行ったところであります。

今後、災害復旧費など迅速に対応すべき予算を今会議において追加的に提案させていただくとともに、熊野地域の復旧体制を強化し、被災した市町のニーズに応じて職員を派遣するなどして、被災地の早期の復旧、復興に向けた対応をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

〔8番 大久保孝栄議員登壇〕

8番（大久保孝栄） ありがとうございます。真心のこもった誠心誠意の御答弁に、被災地の県民は大変力強く思われることと思います。ありがとうございます

ざいます。6度ではなく7度でございましたね。失礼いたしました。

オゾン層の破壊など、人災による気候異変による自然災害の多発に今後も対処できるよう、今回の災害を教訓とし、次へとスパイラルアップしていけるようお願いいたします。とともに、私ども被災地も、力の限り頑張っている所存でございます。

今後は、この災害を目の当たりにした子どもたちにも防災教育をしっかりと身につけさせ、自分の頭で考え行動できる、力強くたくましい人材を育成し、困難を知恵とチームワークで乗り切ることができる防災教育を展開していかなければなりません。災害は次々とやってきます。古来より、いかなる困難にもめげず、何度でも何度でもはい上がり再建してきた大和民族の不屈の遺伝子呼び起こし、そして、日本人としての誇りを胸に、こつこつ勤勉に、そして、元気に笑顔で、地域が一つとなって頑張っていきたいと思っています。

これからも被災地に温かい御支援をよろしくお願いいたします。知事に積極的なリーダーシップを発揮していただき、命と暮らしを絶対守ってくれるものと大きな大きな期待を申し上げまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（山本教和） 24番 今井智広議員。

〔24番 今井智広議員登壇・拍手〕

24番（今井智広） 公明党の今井智広でございます。

まず、冒頭、先ほど大久保議員の質問にもありましたが、台風12号をはじめとして、台風15号、多くの方々被災に遭われました。その方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、早期の復旧、復興に向けて御尽力を、先ほども強い決意を述べていただきましたが、復旧、復興に向けて御尽力いただきますよう、私のほうからも心からお願いを申し上げます。

今日は5人が登壇をさせていただきますけれども、私は今、2期目を務めさせていただいております。あとの4名の方は初めての質問ということで、いつも質問日の朝には新聞が（現物を示す）出るんですけども、私のほおに

だけ紅が差していなかったんですね。緊張感をあらかず紅かなと思うんですけども、私も2期目とはいえ、気持ちは本当に初心を忘れることなく、緊張感を持って質問をしていきたいと思えますし、しかし、一方で、質問に関しては、これまでの提案の成果を出すためにも、しつこく、くどく行っていきたいと思えますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、まず初めに、地球温暖化防止条例の制定についてお伺いをいたします。

地球温暖化防止への取組の重要性につきましては改めて説明するまでもないと思いますが、地球温暖化は、今回の台風をはじめとして、最近特に発生が多くなってきた各地でのゲリラ豪雨や着実に進行している海水面上昇、また、本年も猛暑の影響で多くの県民が熱中症で救急搬送されるなど、自然界を含め、私たちの生活に大変厳しい影響を与えております。私たちを取り巻くこうした近年の環境変化は地球温暖化の進行に大きな原因があると、世界の識者、専門家が多く指摘しているところであります。

この問題に関しましては、私も特に危機感を持ち、これまで、平成20年第1回定例会、このときはちょうど京都議定書の第1約束期間がスタートした年でありましたが、県の地球温暖化防止、CO₂削減に向けた取組や、子どもたちの行動力、影響力に着目し、教育現場などにおける緑のカーテンの促進の提案をいたしました。現在、夏場が近づくと様々な場所で緑のカーテンが着実に増加してきていることを大変うれしく思っております。

また、翌平成21年定例会では、地球温暖化防止に向けた三重県の決意と姿勢を示すためにも、条例の制定を訴えました。そのときいただいた答弁では、これまでの県内取組の実績の推移や、ポスト議定書対応など国の動向も見きわめつつ、必要性も含めて検討してまいりたいとのことでありました。それから現在2年半が経過いたしました。当時御答弁いただいたときよりも、自然環境も含め、節電やエネルギー問題など、さらに厳しくなっていることは確かなこととあります。

そこで、鈴木県政誕生、並びに10年先の三重県の目指す姿であるみえ県民

カビジョン中間案、この中にも、低炭素社会の構築、温室効果ガスの削減を示していただいておりますが、このときに改めて、待たなしの地球温暖化防止への強い決意を示すべきであると考えます。三重県だけが頑張ればいい話ではありませんが、豊かな環境をはぐくむ三重県だからこそ、県民や事業者、市町の皆さんとの協創により、温暖化防止に一致団結した取組を行っていくためにも、今こそ地球温暖化防止条例の制定を再度強くお願いしたいと思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 地球温暖化防止条例の制定についての御質問でございます。

地球温暖化問題は、先ほど議員からも御質問がありましたように、人類共通の課題であり、私たちは、省エネの取組や新エネルギーの導入など、温室効果ガスの排出削減に向けて、ライフスタイルや事業活動のあり方の見直しが求められております。本県では、三重県生活環境の保全に関する条例の中で、環境負荷低減の取組として、温室効果ガスの排出抑制について規定しています。

しかしながら、3月11日に発生した東日本大震災により社会を取り巻く状況は大きく変わるとともに、台風の大型化、局地的豪雨の頻発など、地球温暖化によるのではないかと考えられる影響があらわれつつあります。地球温暖化問題はもはや、環境負荷の低減といった視点だけではなく、エネルギー問題やこうした気候変動への適応策も含めて取り組まなければならない時期に来ていると考えております。

今後、地球温暖化対策を進めていく上で、条例については、従来の生活環境の保全に関する条例の枠組みの中ではなく、エネルギー問題等を含めた総合的な観点から、地球温暖化対策に特化した条例の制定について、既に制定している17道府県の取組を参考にしつつ、前向きに検討していきたいと考えております。

〔24番 今井智広議員登壇〕

24番（今井智広） 前向きな御答弁、本当にありがとうございます。

先ほど知事も言われましたとおり、三重県生活環境の保全に関する条例、この中に、第8条のところで先ほどの条文が示されておりますが、基本的にはこれだけなんです。しっかりとそれを取り出して、地球温暖化防止、県民の皆さんとともに協創で進めていくためにも、ぜひ条例の制定のほうをどうぞよろしく願います。ありがとうございました。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

現場の声の中から今回特に問題意識を持った、地域、特に過疎地域での生活を守るための燃料供給拠点、ガソリンスタンドでございますが、減少問題への対応について質問をいたします。

私が言うまでもなくガソリンスタンドは、過疎地などにおいては特にありますが、地域生活を送る県民にとって大変重要な役割を果たしております。また、東日本大震災での映像等でも見られたように、災害時には、ガソリンや灯油の供給など、地域住民にとって、特に大切な拠点となります。

このガソリンスタンドが、三重県においても年々減少しております。消防防災年報によると、ここ最近の比較だけ見ても、平成20年3月末での1573件が平成22年3月末には1486件となっており、尾鷲市などは、燃料供給不安定地域、これは100平方キロメートル当たり8カ所以下の市町村でございますが、それに指定をされております。

この減少の理由としては、低燃費車の増加や価格競争、また、後継者不足など、様々な要因が考えられますが、私が特に今回、今後のさらなる減少加速への危機感を持ったのは、国で昨年6月28日に公布され、本年2月1日に施行された、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令等でありませう。

この内容を簡単に申し上げますと、ちょっとフリップを用意しました。（パネルを示す）このフリップにもありますように、設置年数が50年以上の腐食のおそれが特に高い地下タンクや40年以上の腐食のおそれが高い地下タンクについて、それぞれ危険物の漏れを防止する措置をしなければならない

ということであります。

なお、今回の改正で既に対象となるスタンドについては、経過期間として平成25年1月31日までに完了することとなっております。また、本年度は経済産業省のほうで、改修費用の3分の2を補助する制度、地下タンク漏えい防止規制対応推進事業が設置されております。

この改正自体は、増加傾向にある危険物施設の流出事故を防止するためであり、その必要性を理解いたしますが、対象のガソリンスタンドが、また、近いうちにその時期を迎えるスタンドが、数百万円かかるであろうと言われておりますこの措置を行い、継続していただける状況にあるか、大変心配をしております。実際、過疎地域の経営者の方に話を聞くと、それだけのお金を投資する余裕はないとの声や、経営状況が年々厳しさを増す中、さらに投資をして継続していくことは難しいとの切実な声を、しかし、一方では同じ方が、営業をやめれば、地域のお客さん、特に高齢者の方々に、ガソリンや灯油、さらに農機具の燃料などで大きな迷惑をかけることになるので大変心苦しい、今とても悩んでいるとの悲痛な声を聞かせていただきます。

最初に申し上げたように、地域の燃料供給拠点であるガソリンスタンドは、その地域で生活を送る方々にとって、平時においても災害時においても大変重要な拠点であるとともに、私は、水道や電気、ガスなどと同様、ライフラインの一つであると言っても過言ではないと、そのように考えております。

なお、まだ途中の段階ではありますが、現時点で私なりに調べ、わかっている限りにおいて、今回の改正でいずれかの対象となる事業所は県内で166件、タンクの数270に上っており、また、その翌年や近い将来対象となる事業所も数多く控えている状況であります。

そこで、お伺いをいたします。

今後、県として、特に過疎地域での県民生活を守るためにも、各地域における実態把握や経営者などへの聞き取り調査並びに市町との連携によるサポート体制の検討を行うべきであると考えますが、いかがでしょうか。また、国に対し、三重県の置かれている厳しい現状報告とともに、来年度以降の補

助金の継続、そして、経済産業省で検討することとしているガソリンスタンドが過疎となる地域への支援策、これは現在悩んでいる経営者の判断基準ともなりますので、その一刻も早い決定を強く要望するべきであると思いますが、いかがでしょうか。御答弁をよろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 過疎地域の生活を守る燃料供給拠点減少、これへの対応という御質問をいただきました。

御案内のとおり、日本全体の社会情勢の大きな変化によって、過疎地域などにおいて、買い物の場所、あるいは移動手段、そういう日常生活に困難を来しておられる方々は、国の研究会の推計によりますと600万人程度いるというようなことで、国においても早急な対策が必要だということで検討を進めていると、そのように聞いております。

生活インフラとしての燃料供給拠点であるガソリンスタンドについても、価格競争やガソリン需要の減少などから、平成6年度をピークに、全国的に店舗数の減少が続いています。平成23年2月には、先ほど議員から御紹介のあった省令の改正により、ガソリンスタンドの減少に拍車がかかることが懸念され、経済産業省において、平成23年度、工事費用を補助する制度が創設されたところであります。県におきましては、小規模企業者等設備資金、あるいは県単融資制度の枠組みの中で、これまで支援してまいったところであります。

県としましては、地域の実情を踏まえて、ガソリンスタンドなど生活基盤インフラに関し、市町と連携して、住民が安心して暮らせるような地域づくりに取り組む必要があると考えております。それに当たっては、どういう方策が効果的なのか、単にガソリンスタンドを継続するために補助金を出し続けるということがいいのか、あるいは災害備蓄というものに特化していくのがいいのか、あるいは、一方で岐阜県などは、過疎地に特化して電気自動車の実証実験をやって、ガソリンを使わなくてもそういう電気自動車でいけるような方策などの施策をとっているところもありますので、どういう方策が

効果的なのか、そういうニーズなども踏まえてこれから議論をしていきたいと考えておりますし、先ほど議員から御指摘のありました国の補助事業については、これからしっかりと継続を要望してまいりたいと考えております。

〔24番 今井智広議員登壇〕

24番（今井智広） 御答弁ありがとうございました。本当に力強い御答弁をいただきました。

平成6年をピークに減り続けているということで、本当に、特に過疎地域においては、生活上なくてはならない、そういった拠点であります。一企業を支援するということは大変難しいかも知れませんが、しっかりと市町や地域の皆さんと連携をとりながら、生活をいかに守っていくのかという視点で、様々な、先ほど岐阜県での取組等も御紹介いただきましたが、知恵と一緒に出しながら、地域の生活を守っていくための御努力をお願いしたいと思います。

知事が、みえ県民カビジョンの中で「県民力による『協創』の三重づくり」の中で示していただいております「創りあげようとする新しい三重」は、「さまざまな生活のリスクに対して、社会全体で備える仕組みが整い、住み慣れた地域で安心して暮らせることです。このことがあって、私たちは自らの夢や希望の実現に向けて行動することができます。」と、そのように書いていただいております。やっぱり、住みなれた地域で安心して生活をしていただくためには、いろいろな知恵を出し合いながら一緒に取り組んでいくべきであると思いますし、改正は平成25年1月31日までにやるようにということではありますが、もう1年半でございます。リスクを早く察知して、そのことに一刻も早く手を打っていくことが必要であると思います。例えば買い物支援とか、過疎地域にはよく言われます。医療のことも言われますが、やはりなくなってしまったものをつくり上げる努力というのは大変力が必要だと思います。それはそれでやらないといけないことなんです、今あるものをどのように守っていくのかということに関しての、これは取組になってくると思いますので、将来のためにもぜひまたいろいろなお力を発揮していただき

ますよう心からお願いを申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

それでは、次に、「三重県版事業仕分けの結果から」と題してお伺いをいたします。

県ではこのたび、9月17日、18日の2日間にわたり、行財政改革への取組の一環として、行財政改革推進本部が選定した40事業について、民間仕分け人による公開事業仕分けが行われました。その結果については、不要判定が6事業、再検討が17事業など、先日の全員協議会において議会で報告されたところでございます。今後はこの結果について、議会の各行政部門別常任委員会などで詳細調査の上、議会としての提言を知事に行い、県は今後の方針を示すことになっていると思っておりますが、今回の仕分け結果の中から1点、三重県土地開発基金について、この機会にお伺いしたいと思います。

この基金について私は、昨年10月の平成21年度決算総括質疑、また、本年2月の一般質問において2度にわたり、財政状況の厳しい中、県民の貴重な財産である基金積立金の適正規模の検討や県民サービスへの有効活用を重ねて提案させていただきました。この基金が今回、事業仕分けの対象に入りましたので、私も大変注目をしておりましたが、仕分け結果としては不要の判定が下されました。先ほど申し上げましたように、今後、議会として関係常任委員会で調査されることとなりますが、私は残念ながらその委員会に所属しておりませんし、これまで県民目線で懸命に取り組んできたことでありますので、あえて、申しわけないですが、お伺いをさせていただきます。

これまで私がいただいた答弁では、あらゆる財源の確保が必要となった場合には、今後の土地の先行取得に必要な資金需要等を踏まえながら、その活用について検討していくということでありました。ここに来て、さらに財政状況や財源確保が厳しくなるであろうことが現実視される中、私は今回の判定結果も踏まえ、やはり県として、今後、この基金を県民のために有効活用するべきであると考えますが、いかがでしょうか。再度、考えをお聞かせください。

〔植田 隆総務部長登壇〕

総務部長（植田 隆） 土地開発基金の対応についてお答えさせていただきます。

三重県土地開発基金の平成22年度末の現在高は約134億4000万円ございます。そのうち、土地として保有をしております財産が約17億7000万円、土地取得のための三重県土地開発公社への貸付金が約24億3000万円、そして、現金が92億4000万円となっております。

今回の公開仕分けにおきましては、多額の基金を積んでいる意味はないとか、当初の目的は果たしており、速やかに一般財源に戻すべきなどの意見から、不要の判定がなされたところでございます。

また、本県の財政状況は、知事提案説明でも知事から述べさせていただいておりますように、一段と厳しさが増しております。このままでは、来年度予算においては政策的な経費の相当な削減を余儀なくされるなど、深刻な状況になると予想をされます。

今回の公開仕分けの結果に対する事業の取り扱いにつきましては、平成24年度の当初予算調製方針におきまして基本的な考え方をお示しすることとしております。これまで議員が県民のために有効活用すべきであるという御指摘をされてきたことも踏まえまして、今後、あらゆる財源の手だてを行う中で、将来の土地の先行取得に必要な資金需要等を踏まえながら、基金の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔24番 今井智広議員登壇〕

24番（今井智広） 御答弁ありがとうございます。

今、御答弁いただいた中で、有効活用を図っていきたいというお気持ちを言っていました。皆さんも、今、聞かれたと思いますが、現金で92億円、たしか昨年私が質問したときは現金で72億円ぐらいだったと思います。この少しの間で20億円増えたんだということを改めて感慨深く聞かせていただいたところでございますが、しっかりと適正規模、どれぐらい将来のために必要なのかということも検討していただく中で、今度、平成24年度予算

の調製方針のところでもたまたま示していただけたということでもありますので、それを待たせていただきたいと思ひますし、議会における常任委員会での調査のほうも、私も注目をさせていただきながら、本当に、今言われたように財政が大変深刻な状況で、いろいろな政策を削減せざるを得ないというような状況に現在なっております。そういったときにやはり、こういった活用できる、民間目線で見ても、これはもういいんじゃないかと言っていた、こういった資金をしっかりと活用しながら、県民サービス、以前の質問でも言いました、本当に県民の皆様方、それぞれの分野の皆様方は、少しのサービスを求めています。何億も何十億もかかるということではなくて、本当に数百万とか数千万の規模での、そういった手の届く、そういったサービスを求めていますので、どうか御検討のほうをさらによろしく願ひいたします。また、楽しみにさせていただいております。

それでは、時間の関係もありますので、最後の質問に入らせていただきます。

「県政運営に子どもの力を！！」と題して質問をさせていただきます。単刀直入に言うと、子どもの力をかりて、これまで以上に社会全体で様々な問題解決への行動をするとともに、新しい発想で元気な三重県を切り開いていこうということでもあります。間違っても子どもを利用するとかではなく、最初の質問でも少し触れましたが、以前から私は、子どもの持つ豊かな感受性や行動力、そして、社会に対する影響力の大きさに着目してまいりました。これまで三重県では、こども局が中心となり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりや子ども自らの可能性発掘に向けた様々な取組を進めるとともに、子どもの育ちを社会全体で支える体制のさらなる推進のため、本年4月には三重県子ども条例を施行いたしました。私も現在所管の常任委員会に所属をさせていただいておりますが、いろいろな取組をお伺いし、また、実際にその場に参加をさせていただく中で子どもたちの笑顔を拝見し、着実に推進されていることを大変うれしく思っている1人でございます。様々な

問題やいろいろな課題はあろうとは思いますが、どうかこれからも、さらに力強く、全庁を挙げて推し進めていただけるよう、よろしく願いをいたします。

さて、一方で私は、こうした地域社会づくりの取組とともに、先ほど申し上げたように、これからは子どもたちの持つ無限の可能性を、そして力を、ぜひ県政運営において発揮していただければと考えております。

子どもたちは私たちが考える以上に、社会に対して大きな影響力を持っております。子どものいるところ、人は集まり、子どもたちの行動には、大人である私たちもともに行動し、感じ、様々な影響を受けているのが現状ではないでしょうか。社会を取り巻く状況が様々な分野において一段と厳しくなっている今だからこそ、子どもの育ちを社会全体で支える体制づくりとともに、子どもの力をかりながら、地域社会、大人社会を変えていくことも重要であると思います。

こちらのほうに、（資料を示す）こども局がつくっていただいております「みえのこども応援プロジェクト」というのを持ってまいりました。様々な取組を、このみえのこども応援プロジェクトの中で、こども局のほうで、行っていただいております。

その中で私が特に着目をさせていただいたのは、一つは、「とどけ！こども会議」というものであります。これは、様々なテーマについて子どもたちが議論をし合って、その考えを県に提案してもらうということであります。

もう一つ、「やるぞ！こども会議」というのがあります。これは、子どもたちが地域でのイベントなどに参加、また、企画をして、実施をしてもらうということであります。

先日、鈴木知事と一緒に参加をさせていただきましたみえ次世代育成応援ネットワーク5周年の集いですが、その中でも、一つは、四日市市の八郷小学校が地域の行事に参加をして、そして、地域のいいところを見つけて、それを大きなすごろくにして、地域の皆さんと一緒にすごろくで遊んでいただいたり、大変多くの方が参加されたと聞いております。津市の高茶屋小学校

ではあいさつ運動をしていただいているという報告をいただきました。最初はなかなか、地域の方もあいさつを返してもらえなかったけれども、続けているうちに多くの方があいさつを返してくれると、本当に目を輝かせながら報告をしていただいております。

これは、「とどけ！こども会議」も「やるぞ！こども会議」も今募集中にありますので、テレビをごらんの御父兄の皆様方、ぜひ多く参加をしていただきたいと思います。

この「やるぞ！こども会議」のように、本当に子どもの力をかりて、これから県政運営をしていく中で、様々な分野、例えば今言いました元気な地域づくりでありますとか、防災教育を今年始めていただきました、その学校で学んだことを地域の防災の取組の中で子どもたちに発表してもらおうとか、環境の問題、環境教育も受けていただいております、緑のカーテンの取組や節電の取組、子どもがやればやっぱり、周りの大人たちも一緒にやろうというふうになっていくと思います。また、県の広報、なかなか県民の方には届かない部分もありますが、子どもたちに広報の役目も担ってもらおうとか、そういったことも含めて、子どもたちの力を県民力の中の大きな柱の一つとして県政運営において発揮してもらおう視点、これを、今つくっておりますみえ県民力ビジョンや各部局の施策の実現のために取り入れてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。知事のお考えをお伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 子どもたちの力を県政運営にということで御質問いただきました。まさに、早寝早起き朝ごはん運動、あるいはみえ次世代育成応援ネットワーク、そのあたりに参加をしていただいた実感での御質問で大変ありがたいと思います。

子どもたちは、本当にいろんな場面で大いなる可能性を私たちに見せてくれます。子どもたちの活発な活動を見たり子どもたちとふれあうことで大人が刺激を受け、大人社会が影響を受けることが大いにあると思っています。

一方、子どもは、大人とふれあい認められる中で自信を深め、自己肯定感

を高めながら、次代を担う大人へと成長することができると考えます。

県としましてはこれまでもこの両方の観点から子どもたちの活動を地域の大人が支援する取組を進めてきており、先ほど議員からも御紹介いただいたこども会議などをはじめ、子どもたちは大いに活発に展開をしてくれました。

特に昨年度は、「とどけ！こども会議」において、子ども条例について19グループが考えて取り組んでいただきました。そして、実際にそこでの意見を三重県子ども条例に取り入れました。例えば、子どものことを大切にできる条例ができることがうれしい、そういう意見を受けまして、前文に、子ども一人ひとりが大切にされ、安心して生きられる、こういうことをあらわしました。また、子どもの意見を聞いてほしい、こういう意見がありましたので、条例第11条で子どもが意見を表明する機会の設置、そして、相談できる場をつくってほしい、そういう意見がありましたので、条例の第12条で子どもからの相談窓口の設置をそれぞれ規定するなど、具体的に子どもたちの意見を条例の中に取り入れてまいりました。

今後もより一層子どもたちの参画を促し、そして、県政の様々な分野で子どもの声を生かす取組や地域の大人と子どもが交流できる機会を拡充していきたいと考えております。こうした取組により様々な気づきや新たな視点を得られると考えており、これらを生かして、子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりに向けて、みえ県民力ビジョンにも反映し、協創の三重づくりを進めてまいりたいと考えております。

〔24番 今井智広議員登壇〕

24番（今井智広） ありがとうございます。

時間が過ぎておりますので終わらせていただきたいと思います、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

議長（山本教和） 11番 濱井初男議員。

〔11番 濱井初男議員登壇・拍手〕

11番（濱井初男） 新政みえの濱井初男でございます。この質問をするということが決まりまして、先輩議員から、この席はライトが当たって非常に暑

いので、汗をかくのでタオルを用意したほうがいいよと、こう言われまして、もともと私は汗かきでございます。恐らく冷や汗もどっと出てくるのではないかなと思ひまして、今日はタオル地のハンカチを用意してまいりました。何分にも初めての登壇でございますので、的を射ない質問になるかもしれませんが、どうぞ御容赦をいただきたいと思ひます。

まず、このたびの超大型の台風12号は、長時間にわたりまして紀伊半島を中心に暴風雨に巻き込み、三重県、和歌山県及び奈良県を中心に、大きな被害をもたらしました。亡くなられました方々には、謹んで哀悼の意をささげたいと思ひます。また、被災されました皆様に、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

先ほど議長から発言のお許しをいただきましたので、それでは、通告に従ひまして質問させていただきます。

今日は4項目でございます。

まず、台風12号被害対策についてでございます。台風12号被害の対策についてお伺ひいたします。

知事をはじめ、被災市町の方々及び諸団体の御努力によりまして、去る9月16日に異例の早さで全国にわたって激甚災害指定の方針が出され、復旧事業費に対する国の補助金、補助率がかさ上げされることになりました。また、熊野市と紀宝町が被災者生活再建支援法の対象となりまして、これにより、住宅の被害状況などに応じ、国と県が拠出する基金から1世帯当たり最高300万円が支給されることとなりました。

申すまでもなく、被災された住民への衣食住などの生活支援は喫緊の問題であることから、今回、被災者生活再建支援法の対象にならなかった市町への県独自の支援策について、また、災害救助法適用の対象とならなかった市町への県独自の支援について、知事のお考えをお聞きいたします。

次に、第3回定例会開催に当たりまして、知事提案説明の中で、「引き続き、行方不明の方の捜索に全力を挙げるとともに、いまだ判明していない被害の全容の早期把握、生活インフラの早期復旧、2次災害の防止に向けた取

組、住宅の復旧、確保、災害廃棄物の処理など、刻々と変わるニーズも的確に把握しながら、復旧、復興に向けて取り組んでいく」と発言されました。そこで、2次災害の防止に向けた取組について伺いいたします。

2次災害防止策につきましては、河川の掘削による堆積土砂撤去、道路改修、治山工事など、被災現場に応じた対策を講じておく必要がございます。依然、台風シーズンでもあることから、速やかに行うべきでございます。現在の取組状況についてお尋ねいたします。また、継続的な、中長期的な対応策についても、あわせて伺いできればと思います。よろしくお願いたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 私のほうからは、被災者生活再建支援法等の対象外市町への県独自の支援について答弁をさせていただきたいと思っております。

台風12号による被災状況について、県としましても職員を派遣し、市町において鋭意調査を進めていただいているところでありますが、住宅全壊被害が多く判明している熊野市と紀宝町に、被災者生活再建支援法を適用したところであります。適用に当たっては、それぞれの市町の被災状況の全容が判明するまでは確定いたしません。津市や大台町など、被害の生じた市町すべてに適用するというのは、現在の基準に照らすと難しい状況であります。

一方、災害救助法につきましては、熊野市、御浜町、紀宝町について、多数の住家が被災するとともに、多くの方が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じており、避難して継続的な救助を必要としていると判断し、発災直後、いち早く災害救助法を適用したところでありますが、現時点の住家の被害状況から見て、基準に照らしますと、他の市町への適用は困難な状況であります。

平成16年の台風21号による災害発生時には、国の支援制度とは別に、被災者の支援が円滑に行われるよう、市町が実施する被災者の生活支援に要する経費の一部を県として負担する制度を創設し、対応してまいりました。なお、災害救助法は一定規模以上の災害を対象として、避難所の設置など、発災直

後の応急救助を目的としていることから、当時の被災状況等を総合的に勘察し、市町村に対する県独自の支援制度の創設は行っておりません。

今回の台風12号では、熊野市や紀宝町以外の市町においても、住宅に被害が発生しています。現在、県独自の支援制度について、鋭意検討、調整を進めているところであります。しかしながら、県だけでなく、自己負担や市町の負担についても考慮する必要がありますので、今後、関係市町の御意見もしっかりと伺いながら、進めてまいりたいと考えております。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） 台風12号の被災箇所での2次災害防止、それと、その後の対応についてお答えいたします。

今回の台風12号において、河川では、堤防の決壊や、流木、土砂が堆積した箇所が多く発生しております。また、道路においては、斜面の崩壊などにより、各地で通行止めが発生しました。

2次災害防止策として、河川の決壊箇所では大型土のうによる堤防の復旧、補強を22カ所で完了し、残る1カ所で実施しております。また、洪水があふれるのを防ぐために、橋や水門に詰まった流木や、河川に著しく堆積した土砂の撤去を10カ所で完了し、残る2カ所で進めております。

一方、道路においては、崩落した斜面からの再度の土砂崩落に備えた大型土のう積みや仮設防護さくの設置などの2次災害防止のための応急工事を29カ所で完了し、残る1カ所で進めております。

今後とも、次の大雨に備え、必要な対策を早急に進めていきたいと考えております。

また、この応急工事に対応した箇所も含め、被災箇所全体については国の調整のもとに早急に災害査定を受け、対策工事の早期発注、早期完成に努めてまいりたいと考えております。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

11番（濱井初男） ただいま知事から、被災者生活再建支援制度の対象外の市町につきましても県独自の支援を前向きに検討していただくとの御答弁を

いただきました。適用基準に満たないことから、本来、制度の対象とならない県内市町の家屋全壊や長期避難者世帯へ支援の手を差し伸べるということは、生活用品、あるいは家具等、また、思い出も一切失った被災者への最低限の生活の支援でもございます。こういうことから、ぜひともスピード感を持ってこの御検討を進めていただきたいと、このように思います。

私は大台町に住んでおります。それで、大台町の被災地のほうへ、4日以降、1週間ほど行き来をしておりましたので、よく具体的なことがわかっておりますので、ちょっと例として大台町のことを紹介させていただきます。

大台町岩井地区では、宮川への橋梁崩壊とそれによる土砂堆積で、全壊家屋1棟を含む床上浸水など、大きな被害が出ました。パネルの現場写真でございます。（パネルを示す）ごらんいただきたいと思います。報道などで御案内の方も多いと思いますけれども、降り始めてからの総降水量は1620.5ミリと降り続きました豪雨によりまして、8月4日の午後5時半から6時までの間なんです、右岸側の持山谷崩落によりまして、その土石流で長さ70メートルの橋が押し流され宮川本流をせきとめまして、ダムとなって左岸側集落に濁流が押し寄せたことによりまして被害が出ました。

平成16年度の災害時からの土砂堆積に加えまして、上流からの大量の土砂が流れ込んだ状態でございます、橋の崩壊部分の土砂撤去については、災害時協定を結んでいます会社の御協力を受けながら8日から開始しておりますが、またこのたびの15日の降雨と台風15号によりまして、被災時と同じ状況になっております。非常に危険が迫ってきておるということでございまして、また、現在、土砂撤去を進めていただいておりますが、この下流への影響も心配なところでございます。このことから、引き続き、2次災害防止のための土砂撤去が急務であると考えます。

また、宮川での堆積土砂撤去につきましては、中長期的な対策が必要であると考えます。なお、撤去しました土砂につきましては、置き場所に課題があるということでございまして、三重県当局におかれましては市町等との積極的な調整を図っていただきたいと、このように思います。当局の見解を求

めます。

県土整備部長（北川貴志） 宮川上流域の三瀬谷ダムから宮川ダムの間でございますが、平成16年の大災害でも大量の土砂流出がございまして、その後、約14万立方メートルを撤去したところでございます。しかし、今回の台風12号で、支川から土石流が宮川に流れ込みました。それによりまして、また新たな堆積ができております。この堆積による2次災害防止のために、この土砂につきましては台風直後から緊急撤去を、今、実施しておりますところでございます。

一方、この箇所以外につきましても、宮川上流域全体で堆積状況の再調査を行いまして、優先度の高いところから災害復旧事業、あるいは砂利採取等、いろんな方法を活用しまして、取り組んでまいりたいと思っております。

また、残土処分場につきましては、町、あと、地元の方々に協議をさせていただきますので、また御協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

11番（濱井初男） 宮川を例にとりましたけれども、県内の河床が上がっていて危険な河川の堆積土砂の撤去、あるいは護岸改修、道路改修、治山工事、火災発生や衛生面の問題の原因になります瓦れき処理や水産業に与える流木撤去など、進められている対策を市町等と連携してスピードアップしていただきたい。要望して次の質問に移ります。

2項目めでございます。宮川流域の水質改善についてでございます。

宮川の流量回復につきましては、平成12年6月に宮川流域ルネッサンス協議会から、ダム直下で毎秒2トンの再現濁水流量の確保について要望が出され、これを受け、県では宮川ダムに選択取水塔を設置し、平成18年4月からダム直下で毎秒0.5トンの流量を確保しております。また、水不足の折には、下流域の農業用水として選択取水施設を活用し、かんがい放流を実施しているところでございます。

しかしながら、流域の町民や漁業協同組合からは、特にダム直下から約5

キロの間では、岩に生えた藻に泥が付着し、アユ釣りを楽しむ人々からも、ここのアユは食べると泥臭いと言われるなど、清流宮川の源流域の面影を完全に失っていると、悲惨な状況を訴えられています。

さらに、かんがい放流時には放流水が黒く濁り、悪臭が漂うほか、アユをはじめとする川の生物が大量に死んでいる事例が確認されているところがございます。写真に撮ってあります。（パネルを示す）アユ、ウナギ、オイカワ、ヨシノボリ、そしてカエルまでが死んでいる状況でございます。

その原因は、近年の水不足や森林環境の悪化によってダム湖への流入水量の減少と発電放流によりダムの水位が上がらないため、選択取水塔の機能が十分発揮されていないことによるのではないかと危惧されているところがございます。

宮川ダム直下の流域河川の水質及び水量の回復について、大台町長はじめ地元諸団体から、流量回復のための放流やかんがい放流については、大和谷川などの渓流から直接ダム直下に放流するよう、知事、関係部長あてに早期実施の要望書が出されたところでございます。今後どのように対応されていくのか、知事の御答弁をいただきたいと思っております。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 御質問いただきました大台町からの要望、今後どのように対応していくのかという点でございます。

少し説明を加えながら答弁させていただきたいと思いますが、宮川流域の流量回復及び水質改善につきましては、宮川流域ルネッサンス事業の重要な課題として取組を進めてまいりました。

このうち、宮川ダムからの放流につきましては、以前はダム湖の底に近い放流口を使用していたため、低水温、あるいは水の濁り、こういうものが河川環境やアユなどの生態系へ影響したのではないかと、そういう指摘がされてきました。

この問題を改善するため、上下に最大26メートル移動して最適な水質の場所から取水が可能な選択取水設備、底にあったやつを上下に移動できるよう

にですね、を総事業費25億円で設置し、平成18年4月1日から運用を開始しております。選択取水設備の効果として、ダムからの放流水の温度が年平均で約5度上昇するとともに、濁りの期間が短縮されるなど、河川の水質改善に対し一定の効果が確認されております。また、流量回復の当面の目標とされる宮川ダム直下毎秒0.5立方メートルを確保しております。

一方、今年は1月から4月の降雨量が平年の約30%と極端に少なく、選択取水設備が機能できる下限近くまで水位が低下いたしました。このような状況の中で、かんがい用水としてダムから毎秒2立方メートルの放流を継続したところ、放流水によりアユ等の生育環境に影響が出ているとして、流量回復のための放流やかんがい放流について水質の改善を求める要望書が、地元大台町長はじめ関係者の皆様から提出をされました。また、先日は、濱井議員をはじめ、西場議員、大台町長と直接お会いして、この要望をお受けしたところであります。

今後の宮川流域の流量回復及び水質の改善に当たりましては、引き続き、宮川流域における森林整備の推進による保水機能の強化、これに取り組むとともに、地元の皆さんのニーズをよく聞き、また、その優先順位、そういうものもよく議論させていただいて、宮川流域の流量確保と水質改善のための方策について検討していきたいと考えております。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

11番（濱井初男） 宮川流域6市町は、様々な宮川の恩恵を受けながら、農業、水産業等を中心に栄えてまいりました。上流地域におきましては今、高齢化率が70%という状況になっております。その中で、地域の人たちが中心になって地域再生に取りかかっているやさきに、こういう水質問題が新たに発生してまいりました。

また、上流域におきましては近年、カヌー体験やキャンプ、川遊びなど、町内外から多くの方でにぎわっておるわけでございますけれども、実際こういう状況ですと、本当に心底から自信を持っておもてなしをするというようなことにはつながらない、こういう声も聞こえてまいります。

国土交通省におきましては昭和33年から、一級河川で水質検査を実施しております。平均水質、BODランキングでここ5年間連続して日本一になっておることにつきましては、御承知のとおりでございます。

清流日本一の宮川ですが、実際は、ダム直下約5キロの、本来澄み切った上流域であるべき水域が、要望書のとおり、河川が黒く濁ったり生物が死ぬなどの事例が起こされているところでございます。環境保持、そして、生物多様性の維持の観点からも、これ以上水質悪化にならないよう、調査費の補正予算計上など、できる限り早期の対応策を強く要望いたします。

また、三瀬谷ダムから下流域も透明度が悪く、清流日本一のイメージからほど遠く、とてもよい水質とは言えません。宮川には約90種類の魚類が生息していると言われております。天然記念物のネコギギもその一つでございます。近年、非常に減少してきておる状況でございます。

暮らしと産業を支えるとともに、環境保持、生物多様性の維持のため、水質回復という新たな課題に県として積極的に取り組むべきであると、私はこのように考えます。現場重視の知事でございますから、今回の件も含めて一度、宮川を上流から下流まで御視察いただきたいと、このように考えます。また、先ほど知事からもお話がございましたとおり、地域住民、そして、関係団体との意見交換も切にお願いしたいと思っておりますので、このことについて、再度知事のお考えをお聞きいたします。

知事（鈴木英敬） ぜひ現場にと申していただきましたことについては、大台町長のほうからも強く御要請もいただいておりますので、いつ行きますわというのをここでは申し上げることはできませんが、ぜひ現場に行かせていただいて、皆さんと意見交換をさせていただきたいと思っております。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

11番（濱井初男） 次の質問に移ります。

防災、減災についてでございます。

3月11日に発生し、大きな被害が出ました東日本大震災を受け、同規模の東海・東南海・南海地震の連動発生が懸念されておるところでございます。

1点目は津波対策であります。いつ起きるかもしれない地震時の対策として、津波浸水予測図の見直しは急がなくてはならないと思います。国の中央防災会議の専門調査会は17日、国の防災基本計画でございます津波対策の記述を大幅に拡充するとした最終報告を28日に取りまとめることとしております。自治体の浸水予測図見直しや情報伝達体制の強化、避難ビル整備などが拡充されるようでございます。

大規模地震が懸念される中、津波浸水予測調査の結果を今後の津波対策にどのように生かしていくのか、知事の御所見をお伺いいたします。また、浸水予測図の作成の時期につきまして、この見通しもあわせてお聞きできればと思います。

2点目は、策定中の、緊急かつ集中的に取り組むべき対策を推進するための緊急地震対策行動計画について、要点はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

3点目は、平成23年度中に策定を目指しております三重県の業務継続計画、BCPでございますが、これの進捗状況はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

4点目でございます。活断層地震の可能性、直下型大地震の発生の可能性も指摘されております。県内における活断層や推定される箇所の調査の進捗状況につきまして、お聞きいたします。

5点目は、大地震や集中豪雨で孤立化する地域への対策をどのように進めていくのか、お伺いしたいと思います。

以上、当局の御答弁を求めます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 御質問いただきました5点のうち、私のほうからは、津波浸水予測調査、これをどういうふうに生かしていくんだということ、それから、緊急地震対策行動計画の要点、この点について答弁をさせていただきたいと思います。

津波浸水予測調査につきましては県民の皆さんの関心も高いことから、現

在、取りまとめの作業を急ぎ行っているところであります。この調査結果をもとに速やかに、市町の皆さんとともに、避難所の適正な配置、あるいは避難方法などの検証を行ってまいります。その上で、必要となる津波避難施設などについて、市町の整備を支援していくとともに、地域の実情に応じた津波避難計画づくり、避難訓練、こういうソフト対策にも支援していきたいと考えております。

自助の取組を進めるという観点から、県民の皆さんに最大クラスの津波が発生した場合の浸水状況について意識していただけるよう、今回の津波浸水予測調査はそういう内容になっているわけですが、それも速やかに県ホームページへ掲載するとともに、あらゆる機会を活用して、できるだけ多くの方に広く周知していきたいと考えております。

緊急地震対策行動計画は、県民の命を守ることを最優先に、地震の揺れや津波からしっかりと備えて、まずは逃げることを基本方針としています。強い揺れというものと津波という、この二つに大きく焦点を当てまして、具体的な取組としましては、津波避難対策のほか、住宅等の耐震化、防災教育、あるいは人材育成、こういうものへの取組、避難所運営など避難後の各種支援体制に関する取組を含め、緊急かつ集中的に取り組むべき対策を取りまとめたいと考えております。

また、この計画は大変大切な計画でありますので、行政がつくる、小難しい言葉が並ぶ計画ではなく、県民の皆さんに見ていただいてもわかりやすい言葉遣い、そういうものに配慮した、そういう計画にしていきたいと考えております。

〔大林 清防災危機管理部長登壇〕

防災危機管理部長（大林 清） 私のほうからは3点、業務継続計画と活断層の調査の状況、それと孤立地区対策について御答弁をさせていただきます。

まず、県民生活に密着する行政サービスを中断せず継続して遂行するためには、発災後の災害対応など、優先して継続する非常時優先業務を事前に定めるとともに、業務継続のための職員やライフラインなど、必要な資源の確

保等をあらかじめ検討しておく必要があります。そのため、平成22年度より三重県業務継続計画の策定に着手をしておるところでございます。

平成22年度の進捗状況としては、平成23年2月会議において中間報告をさせていただいております。その中で、この計画の基本方針として3点、1番目には、まず県民の生命、身体、生活及び財産を守るため、災害応急対策業務に万全を尽くすということ、2点目に、県民生活等への影響を最小限にとどめるため、中断が許されない通常業務の継続、早期再開に努めること、3点目としまして、業務継続のための必要資源の確保に努めるということを掲げております。

また、発災後72時間は災害応急対策業務を最優先する方針でありますとか、非常時優先業務の範囲、また、この業務選定に係る考え方について取りまとめております。

また、参集可能職員についても調査をしております。全体の5割弱程度にとどまるという結果も報告させていただいたところでございます。

現在の状況ですけれども、東日本大震災や台風12号による被害状況等も踏まえて、非常時優先業務に関して、災害対策本部の設置、運営などの災害応急対策業務でありますとか、通常の業務の中でも中断が許されない業務について、抽出作業を行っておるところでございます。

また、職員以外の電力とか通信手段の業務継続に必要な資源についても、現状での確保状況調査でありますとか課題整理、また、そのための対策等についての検討を進めておる状況でございます。

二つ目の活断層の調査でございますけれども、本県では平成7年の阪神・淡路大震災を契機に、国が選定した国内約100カ所の主要活断層のうち、県内に存在する六つの活断層、養老・桑名・四日市断層帯、鈴鹿東縁断層帯、布引山地東縁断層帯、頓宮断層、木津川断層帯、伊勢湾断層帯の六つでございますけれども、国と分担して調査を実施して、かつ各活断層の位置や活動履歴等について明らかにしたところでございまして、県の被害想定調査、平成16年度のものでございますが、基礎調査として活用したところでござい

す。

また、平成16年の新潟県中越地震を受けまして、平成17年から19年度にか
けて、県内全域の詳細な活断層地図を名古屋大学の協力も得て作成をし
たところをごさいます、県のホームページで公表を行うとともに、日ご
ろから、出前トークなど、地域に存在する活断層を忘れないための啓発素材と
しても活用をしております。

詳細な活断層地図の作成過程におきまして、熊野から新宮にかけて、活断
層の可能性のある地形の存在が指摘されたところをごさいます、県におい
て平成21年度から、この活断層の存在有無を明らかにすることを目的とした
基礎調査を進めております。また、同時に、国に対しても、詳細な調査をし
ていただくよう、要望も行っておるところでございます。

それと、3点目、孤立地区対策でございますが、平成16年の、先ほど言い
ました新潟県中越地震において孤立地区が多数発生したことを契機として、
平成18年度に調査を実施しました。その結果、県内において孤立地区数は、
21市町、302地区あることがわかりました。孤立が発生しやすい地域は、内
陸部の中山間地域とリアス式海岸の沿岸部、特に伊勢志摩、東紀州地域に多
く発生する可能性が高くなっております。

孤立が予想される地区への事前対策としまして、東日本大震災や今回の台
風12号の状況なども踏まえまして、通信手段の確保、耐震性を有する避難施
設の整備、発電機などの資機材の整備、そして、水、食糧の備蓄が重要にな
ると考えております。また、自主防災組織の結成等も必要であると考えてお
ります。

このため、県としましてはこれまで以上に緊急に対応する必要があると考
えまして、市町が行う衛星携帯電話の設置でありますとか、自治会等所有の
避難所の耐震改修、あるいは非常用の発電機、投光器などの資機材の整備に
ついて支援を行うため、6月補正予算で対応するとともに、今回の9月補正
予算でも増額計上して提案をさせていただいております。

また、自主防災組織等による避難所運営訓練等への技術的な助言も、市町

の皆さんとともに支援を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

11番（濱井初男） もし万が一津波が襲ってきたら、逃げるが勝ちということで、直ちに高台などへ避難をするということが一番でございます。そのために、津波を想定した避難訓練は非常に大事なことであります。

がしかし、付近に高い建物や高台がないと大変なことになるわけでございます。三重県は、1000キロメートルを超す、本当に長い海岸線を有しております。海拔がゼロメートルに近い、またはゼロメートルを超えるような場所もございます。これが現実でございます。避難場所がない場合どうするのか、真剣に考えていく必要があるんじゃないかなと、このように思うんです。

新たに避難ビルを建設するには莫大な財源が必要になってくると思います。市町だけでは当然ながら解決できない。県の支援策、国への要望、こういったことについてどのようにお考えになっておられるのか。

また、県のホームページ上に津波のCGが入っております。この見直しを、やっぱりやってもらわないといかんと思うんです。見てみますと、御承知のとおり、ただ水かさが増えてくるという状況でございまして、建物も全然動いていません、車も動いていません、現実離れた、ただ単なる水が流れてきたという程度のものでございます。現実はそういうことでございませんでしたよね。ですから、これは早急に見直しをしていただきたい。リアルなものにしていただきたい。あるいは、もし可能であれば、実際東日本で起きた映像を流すことができればと、このようにも考えるところでございます。

早急に、各市町と連携しながら、避難場所の点検調査をまず行うよう提案いたします。このことにつきまして、一つお伺いしたいと思います。

そして、緊急地震対策行動計画につきましては、あくまでも緊急でございます。確認させていただきますけれども、従来の三重県での減災目標は、これは第3次の三重地震対策アクションプログラムにも入っておりましたけれども、想定者数、あるいは経済的被害率を半減とするものでありましたが、

国の地域目標の設定要請などを受けて、今後決めていくんだらうと思います。そういうことでよろしいんでしょうね。

また、地震対策行動計画やら、そして、地域防災計画の見直しでございますけれども、これは来年度にかけてということになるのかもしれませんが、しかしながら、待たなしのことでございますので、できるだけ国の防災基本計画を見ながらスピーディーにつくっていただきたい。そのことを確認させていただきたいと思います。

そして、三重県の業務継続計画、先ほど担当部長からるる、御説明、御答弁をいただきました。まさに有事におきましては、行政機能が失われないような、災害復旧に係る業務や県民生活に必要な業務を、やっぱり重点的に組織内の連携体制を固めておく、こういうことが重要であると考えますが、その点、いつ起きるかわからない地震に備えて当局の対策は万全か、念のためにお伺いします。

知事（鈴木英敬） まず、1点目、ホームページなど、情報提供の見直しの御質問でありますけれども、現在、津波浸水予測調査、あるいは緊急地震対策行動計画、このあたりの取りまとめとあわせて、わかりやすい情報提供についてしっかり検討していきたいと思っております。

それから、2点目の避難所の点検につきましては、先ほどの答弁でも申し上げさせていただきましたとおり、津波浸水予測調査、緊急地震対策行動計画を急ぎ取りまとめまして、市町とともに、その地域の実情に応じた避難所点検ができるようにしていきたいと考えております。

それから、第3次三重地震対策アクションプログラムのなかでの想定の人件数などについてであります。まず、今回の緊急地震対策行動計画は、本当に緊急にやらなければならない自助、共助の部分の対策が中心でありまして、あわせて、国がやっているデータなどもあわせて想定として、次、平成24年度の新地震対策行動計画の中でそのような想定などについては詳しく出していきたいと思っておりますので、緊急計画のほうとは切り離して考えていただけるとありがたいというふうに思っておりますし、なるべく、それも早く、

待たなしなので、早く出したいという思いでも、それは同じ思いでありますけれども、しかし、拙速で中身の空っぽなものになってはいけませんので、その点はしっかりと中身を詰めてやっていきたいと思っております。

BCPについては関係部長のほうから答弁させます。

防災危機管理部長（大林 清） 業務継続に関しまして、県庁としての横断的な対応でございますけれども、先ほど言いましたように業務継続計画自体が各部に関係するところ、また、通常業務でもこういったものを洗い出すかということについては、各部と連携した体制が必要になってまいります。そうした意味合いで、非常時優先業務に必要な職員数を把握したりとか、各部門の応援体制をどうするかについても、現在、各部と意見交換をしながら進めておるところでございます。部局間の連携体制が確保できるように考えていきたいというふうに思っております。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

11番（濱井初男） ありがとうございます。

活断層地震の可能性が言われております。大地震が起きますとその後半年間に起こる確率も高いようでございますし、また、阪神・淡路大震災のような状況になる可能性もあります。先ほどの御答弁の中で、新たに想定される場所として、新宮から熊野でしたかを、今、調査中でございます。3年かかっておるわけでございます。これは予備調査的な県の調査でございます、国のほうでもそれを要望されておるようでございますけれども、しっかりと迅速に進めていただきたい、このように要望しておきたいと思います。

また、孤立化対策でございますけれども、これは県内302カ所と聞いておったんですけれども、孤立化する見込みのある場所というのはやはりそのぐらいあるのかなと。もちろん、リアス式海岸のあたり、あの辺一帯がそういう状況になるんでしょうけれども、山合いのところも結構そういう場所もでございます。今回の台風12号でも、結構そういう状況になりました。

この場合、自衛隊やら消防隊やら警察署なりに随分御協力いただいております。自衛隊の力というのは非常に大きいと思っております。これは、

東北のほうへ私も3回ほどお邪魔させていただきまして、いろいろお話も聞かせていただきましたけれども、やはりそのようなことを口をそろえて言われております。

特に孤島なんかで、被害がございました塩竈市あたりも、実際あそこは訓練を非常にやっておりましたので、18名の亡くなった方がいるのは、被害は最小限になったということで、そういうお話も聞かせていただきましたけれども、やはり島がございます。そういう島にもヘリポートというのがやっぱり必要だなと。そこはもう準備してあったようでございます。それによって災害の救助が滞りなく進められたというようなことも聞いております。

私は、それぞれの地方自治体の、市町の防災計画の中でもヘリポートの位置確保を言われておりますけれども、県としましてもこういう孤立箇所につきましてはしっかりとヘリポートの確保というのをしておくべきではなかろうかなと思いますので、当局の見解を求めたいと思います。

防災危機管理部長（大林 清） 孤立地区対策として、やっぱりヘリコプターの活用は非常に有効な手段だというふうに考えております。県といたしましても、災害時に備え、臨時ヘリポート候補地を関係機関と協議の上、指定しておりますけれども、やっぱり地形等から、孤立する可能性がある地域のすべてに離発着場所となるヘリポートの場所を確保できていない状況はございます。このため、引き続き、臨時ヘリポートの確保に市町の皆さんとともに努力はしていきたいというふうに考えております。

それと、もう1点、災害時の救助救援につきましても、市町防災関係機関の皆さんと連携しながら訓練等を行ってまいりまして、即応できる体制づくりも進めていきたいというふうに考えております。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

11番（濱井初男） 市町とも十分に連携をしていただきまして、ヘリポートの整備を、きちっとしたものをつくっていただきたい、このように思います。丸にH形とか、あるいは風の方向を見定める吹き流しのようなものも、これは当然ながら、本来要りますので、そういうことが十分なされているかどうか

かも、広域行政を預かる県として、やはり指導的な立場で現場に出向いて、そういうようなこともチェックするようなことも必要ではなからうかと思えますので、そういった点も考慮に入れていただいて、十分万全を期していただきたい、このように思います。

次の質問に移らせていただきます。

最後の質問でございます。農林水産業の振興策でございます。

この件につきましては、まず、2点ほどお伺いしたいと思いますけれども、1点目は、県ではこれまで、県産農林水産物の付加価値を高めるために、三重ブランドに代表されますブランド化対策や、そして、農商工連携、6次産業化といった事業者の新商品開発への取組支援、あるいはブランド化を進めるための人材育成、こういったことに積極的に取り組んでいただいております。

しかし、これらの取組が、やはり行政主体というよりも、やはり自律的にこれから創出されてくるということが必要でございますので、そのためには、大学等が持つ様々な研究技術や新たなシーズ、そして、企業が持つ独自技術などを効果的に結びつける産学官連携の取組が非常に有効ではないかと、このように思っております。この取組は、知事の政策集にございます、みえフードバレー構想（仮称）の創設への足がかりにもなるのではないのでしょうか。

そこで、お伺いいたします。県産農林水産物による新たな商品開発、販路開拓、ブランド化を進め、雇用を創出するための県の強いリーダーシップによる産学官連携による取組がこれからますます重要になってくると思えます。これまでの取組と今後の進め方について、お聞かせいただきたいと思えます。

そして、次に、獣害対策についてでございます。

私どもの住んでおります大台町では、野生獣による被害が非常に多くなってきておるところでございます。昔は本当に山合いにしか、猿やシカやイノシシの姿は見えませんでしたけれども、今はもう、ほとんどどこでも見えるような状況になっております。どこへ行っても必ずと言っていいほど話題に

なっておりますのが現状でございます。

また、8月12日に新政みえが行いました団体との県政懇談会におきまして、三重県農業協同組合中央会、そして市長会、町村会とも、懇談会の内容はほぼ獣害対策に関するものに終始いたしましたのが現状でございます。

丹精込めて育て上げた農産物が収穫目前で被害に遭う、このことは、農家は本当に精神的にも大きな打撃を受け、やる気や生きがいすらなくしているというのが現状でございます。その結果、耕作放棄地が増えてまったり、地域の活力が低下するなどの悪循環を繰り返す、大変な状況になっております。

特に最近では、シカが里におりてきて農作物に被害を及ぼす例がかなり多くなっております。県の調査では適正頭数は1万頭となっておりますけれども、シカの特定鳥獣保護管理計画策定時に5万3000頭でありましたものを、年間約7000頭ずつ駆除していくということで1万頭まで減らしていく計画に対しまして、現実には、平成20年から22年の3年間で6万9000頭にまで増加しているようでございます。

県では本年度から、捕獲の強化や捕獲獣の利活用に向けた支援を進めているところでいらっしゃいます。被害と相関関係が想定される生息数の管理は大変重要でございますけれども、その担い手となる狩猟者の確保や捕獲・処理体制の整備など、具体的な取組はまだまだこれからではないか、このように今思っているところでございます。

そこで、伺いたいします。県では今年度から捕獲の強化に取り組もうとしておりますけれども、その取組状況はどのようになっておるのでしょうか。

また、捕獲の強化には市町間の連携も重要であると思っておりますけれども、県として積極的に調整すべきではないかと思っております。

また、捕獲を進めるためには捕獲後の獣肉の利活用が大変重要ですが、どのように取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

以上でございます。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） まず、私から、産学官連携についてお答えいたしたいと思います。

農林水産業を取り巻く状況は、今さら申し上げるまでもなく、生産物価格の低迷でありますとか、資材価格の上昇など、非常に厳しい環境にございます。このような状況に対応していくためには、やっぱり生産だけではなくて、その生産物の加工、販売などにより付加価値を高める、こういうことが非常に重要ではないかと考えております。

そこで、本県では、6次産業化でありますとか農商工連携などの付加価値を高める取組といたしまして、産学官連携によります新技術や新商品の開発を進めております。具体的には、例えば県の農業研究所におきまして、大学の研究機関、機械・資材関連事業者等と連携いたしまして、植物工場でのイチゴやトマトの新たな生産技術の確立でありますとか、東紀州地域におけますICT技術を活用したかんきつの新商品の開発、それから、ハーブを加えました飼料による新たな養殖マダイの開発などのプロジェクトに、現在取り組んでおるところでございます。

今後も、大学等が持つ様々な研究機能や人材、企業の独自技術などを農林水産業の生産現場と効果的に結びつけていく産学官連携の推進に力を入れていきたいと考えております。こうした取組を実践する中で、県内各地で産学官連携による売れる農林水産物づくりが次々と生まれていく仕組みを検討してまいりたいと考えております。

次に、獣害対策でございます。

本県では獣害対策について、集落ぐるみで行う追い払いや侵入防止さくの整備、集落をえさ場にしない取組など、被害対策を中心に展開してきました。しかしながら、野生獣が想定以上に増加いたしておりまして、農林水産物の被害に歯どめがかからないことや、狩猟者の高齢化や急激な減少などによりまして、野生鳥獣を捕獲する担い手不足が課題となっております。

こうした状況を踏まえまして、本年度、これまでの被害対策に加え、獣害の軽減をさらに加速化するため、生息管理を前提としました有害鳥獣捕獲を

強化することといたしております。具体的には、市町が侵入防止対策や有害捕獲を実践する実施隊等の設置へ新たな支援を行っておりまして、現在、鳥獣被害防止計画を策定いただいております25市町のうち、今年度中に設置しようとする市町は21に上っております。さらに、数頭を一度に捕獲する新たな技術の実証でありますとか、狩猟期間の延長なども進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、捕獲・処理体制や、それから、獣肉等の有効利用のための調査、検討を進めておりますが、それを効果的に進めていくためには、市町を超えた広域での体制づくりが重要と考えております。そこで、捕獲、処理、流通などの現状を踏まえまして、市町と一緒になりまして、広域での体制の構築を検討してまいりたいと思っております。

今後とも市町と連携いたしまして被害対策と生息管理に取り組むことで、獣害被害の軽減だけでなく、獣肉を新たな地域資源として活用できるように取り組んでまいります。

以上でございます。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

11番（濱井初男） この獣害対策、非常に難しく大変なことでございますけれども、ぜひとも市町と連携を密にして、広域的にそれを行うよう、方策をとっていただきたい、このように思います。具体的にどうするのかなというようにところもございまして、しっかりと対応していただきたいと思っております。

それから、獣肉の利活用でございますけれども、今、シカ等を取りましても加工する場所がなくて、実際お困りのところが多いようでございます。これは、皆さん御承知のとおりだと思っております。さりとて、やっぱり年間700頭とらないと採算がとれないというようなことで敬遠されがちになるわけでございますけれども、今は狩猟家にゆだねている部分がございますけれども、やはり衛生面とかいろいろなことを考えますと、本来はそういった加工場なりを、1町だけではなしに幾つかの町で協力し合いながらやっていくのかなと

というようなことも考えるわけでございます。こちら辺につきましても、県も調整役といいますが、そんなこともぜひともお考えになって進めていただければなと、こんなふうに考えております。

それから、販路拡大でございますけれども、やはり三重県内でも北へ販路を拡大していただきたいと、このように思います。もちろん都会でもそうでございますけれども、まずは県内で食べていただけるような体制づくりというものも考えていただきたいと思います。

これは要望でございますけれども、最後に、時間もございませんので、今回の台風の被害でございますけれども、これは今回出させていただきますけれども、農林水産業の支援につきましては、大久保議員からも御質問がございましたとおり、その中で、当局の御答弁の中で、しっかり対応していくと、県独自の支援についても言及されました。水稻の浸水なり、ナシ、カキの落下、あぜ、水路、道路の被害、山地被害、そして養殖魚のへい死、定置網等の漁具の被害等々、大変な被害でございます。恐らく130億円を超していくんじゃないかなと、こんなふうに考えておりますけれども、今後の早急な支援対策を求めまして質問を閉じさせていただきます。

今日は取りとめがない質問でございました。どうもありがとうございました。（拍手）

休 憩

議長（山本教和） 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時1分開議

開 議

副議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

副議長（中村進一） 県政に対する質問を継続いたします。6番 栗野仁博議員。

〔6番 栗野仁博議員登壇・拍手〕

6番（栗野仁博） 皆さん、こんにちは。この4月に初当選させていただきました、伊賀市選出の自民みらいの末っ子の栗野仁博でございます。

フレッシュなんですけれども、先ほど午前中に今井議員のほうから新聞に紅が差しておるといふのをいただきまして、自分も見てみたら、確かに私、ついておりました。しかしながら、周りからはフレッシュなのにフレッシュじゃないなというふうに言われますけれども、私自身、人生初の一般質問の機会を与えていただきました。これに関しましてはまず、御礼を申し上げさせていただきます。

また、当局の皆様におかれましても、お手やわらか目にお願ひできればと思っております。

本年は、3月の東日本大震災、さらには、当県も甚大なる被害を受けた台風12号、台風15号と、大きな天災の多い年となっております。まずは、被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

私自身、何度となく、実は東北のほうには足を運ばさせていただきました。議員の仕事はもちろんのこと、ボランティアとしても御邪魔させていただきました。その際のエピソードを、最初に少しだけ御披露させていただきたいというふうに思っております。

被災地は、本当に凄惨な状況でございました。被災者の皆様にお会いするときのように声をかけたらいいのかなということをずっと、私自身考えながら当地に赴かせていただいたんですけれども、頑張ってくださいというのはありきたりやし、失礼に当たるのかなというふうに思ったぐらいです。どうしようかなと悩んでいるときに、被災された地元のおばさんが、どこから来てくれたの、というふうに向こうから声をかけてくれたんです。私は三

重県からという話をさせていただきまして、そのおばさんが、遠い三重県からよう来てくれなさったと、本当に気さくに声をかけていただきました。

その後も、すごく悩んだあげく、大変でしたねというような答えを私は返させていただきました。すると、そのおばさんが、あのポスターを見てみると、向こうのほうを指さすんですね。そのおばさんが指を指す方向を見てみますと、実は向こうで復興の狼煙ポスタープロジェクトというのをやられておりまして、いろんなキャッチコピーを書いたポスターが張ってあるんですが、そのおばさんが指を指された方向にあったポスターには、こういうキャッチコピーが書かれておりました。「被災地じゃねえ正念場だ。」、これを聞いたとき、私、ぐっとまいりました。

おばさんがそのとき言われたのが、くよくよしていても仕方がないよと。やっぱり前を向いていかなあかん、みんなで力を合わせて頑張るよと。兄ちゃんも頑張ってたな、というふうに逆に励まされたというのがそのときの状況でございました。そのときに初めて、ああ、復興に動いているんだなと肌で実感した瞬間でございました。

我が県におきまして、台風12号、台風15号と、南部で本当に大きな被害を受けております。ここは正念場と、歯を食いしばって県民の皆様と頑張っていきたいというふうに思っております。

まず、質問の最初に、私からの県民の皆様に対するメッセージを届けさせていたいただきたいというふうに思っております。

さて、前置きが長くなりましたが、県民の皆様にもわかりやすいように心がけながら質問に移らせていただきというふうに思っております。

まず、通告に従って1点目のほうから質問させていただきます。

地域医療の再生についてですが、当県の医療、特に二次救急医療に関しましては、地域によっては本当に厳しい状況となっております。私の持論でございますが、医療は、電気、ガス、水道と同じぐらい、生活していくのに必要な社会インフラの一つであるというふうに私は考えております。このどれかが一つが欠けても、このまちで安心・安全な生活はしていけない。その一つ

だというふうを考えております。

その必要な医療、自分に必要な医療を受けなければならないがために、そのまちを離れなければならない、住みたいのに住めないといった医療難民の方がちらほらいらっしゃるというのも聞かせていただいたことがございます。

そこで、三重県での医師確保の実績についてでございますが、県当局ももちろんこのことにはお気づきでいらっしゃいまして、多種にわたりまして医師の確保に御努力いただいております。まだまだいい方向に進んでいるというふうには、現場レベルで見ますとちょっと見えないのかなというのが現実でございますが、統計を見せていただきましても人口10万人当たりの医師の数、これに関しましても、今日、数字はちょっと発表しませんが、全国平均にはほど遠い状況でございます。

さらに、中山間地、過疎地に行くほど、どんどんどんどんその数字が下がっていくというのが我が県の現状でございます。

現在、インターネットを活用いたしました「おいないねっと三重」、もしくは個々にスカウティング、三重大の定員増といった形で、医師の募集であったり、今後のことを見据えていただいておりますが、まず、その動きに対する実績をお聞かせいただきたいというふうに思っております。

それにプラスいたしまして、地域の医療再生計画についてもあわせてお尋ねしたいというふうに思っております。

平成21年に厚生労働省で策定いただきました地域医療再生基金をもとに、我が県も基金総額50億円の地域医療再生計画を国に提示しております。それによりまして、南勢志摩地域と中勢伊賀地域、この2エリアに対しまして、てこ入れをいただいているというのが現状でございます。

おかげさまでもちまして、ドクターヘリの導入であったり、もしくは、三重大の、先ほど申しましたように医学部の定員増、いろんな形で多くの実績を上げていただいております。そのような取組を、今後の動きも踏まえてどのようにお考えなのかというのを、まず、御当局にお伺いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

〔山口和夫健康福祉部長登壇〕

健康福祉部長（山口和夫） それでは、私のほうから地域医療再生計画に関しまして御答弁申し上げます。

平成21年度に策定いたしました地域医療再生計画につきましては、ドクターヘリの導入など、県全域で取り組む事業に加えまして、中勢伊賀保健医療圏及び南勢志摩保健医療圏を対象地域として策定して、平成25年度までの間、地域医療の課題解決に向けて取り組んでいくこととしております。

県全域で取り組む事業の取組状況といたしましては、医学生や看護学生等を対象としました修学資金貸与制度の運用など、医療従事者の確保に取り組んでおります。

また、平成24年2月に本県独自のドクターヘリを導入予定としておりまして、現在、臨時離着陸場の選定など、準備を進めているところでございます。

次に、中勢伊賀保健医療圏の取組状況といたしましては、平成22年6月に三重大学医学部附属病院に救命救急センターが設置されまして、24時間365日、重篤な救急患者の受け入れに対応していただいております。これによりまして中勢伊賀保健医療圏の三次救急医療体制の充実が図られますとともに、二次救急医療関係の機関の後方支援の役割を担っていただいているものと考えております。

伊賀サブ保健医療圏におきましては、二次救急医療を担う上野総合市民病院と名張市立病院のそれぞれの診療機能に着目した機能分担を進めることといたしまして、名張市立病院における血管造影撮影装置等の医療設備の更新、上野総合市民病院における電子カルテの導入等を支援しております。

また、寄附講座の設置等による、名張市立病院への関西医科大学小児科や奈良県立医科大学脳神経外科からの診療支援も始まっております。

南勢志摩保健医療圏の取組状況といたしましては、県南地域における医療提供体制の確保をするため、県南地域の医療拠点であります山田赤十字病院の新築移転整備を支援しております。新病院に、ICU、NICU、緩和ケア病床などが整備されることによりまして、救命救急センター機能、周産期

医療体制やがん対策の充実が図られることとなります。

このように地域医療再生計画の各事業を進めているところでございますが、今後も引き続き、県医療審議会地域医療対策部会等の助言を受けながら、医師会、病院協会等の関係団体や市町、医療機関等と十分連携いたしまして、計画期間内に着実に事業が実施できるように取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

〔稲垣清文健康福祉部理事登壇〕

健康福祉部理事（稲垣清文） 三重県での医師確保の実績についてお答えいたします。

医師確保の取組につきましては、県内の厳しい医師不足の状況を受けまして、昨年10月に医師確保対策チームを設置し、様々な取組を行ってきたところでございます。

主な取組実績といたしましては、昨年10月より開始をいたしました「おいないなえっと三重」を活用いたしました医師無料職業紹介事業によりまして、これまでに28名のドクターにエントリーをいただきまして、そのうち12件について成約、マッチングが成功してございます。内訳といたしましては、常勤3、非常勤9となっております。そのほか、8名の方につきましては現在もマッチングのほうを継続中となっております。

また、医師修学資金の運用につきましては、平成23年度は新規で62名、したがいまして累計で288名の貸与を行っております。

さらに、臨床研修医の確保につきましては、NPO法人MMC 卒後臨床研修センターにおけますMMCプログラム導入の取組や、各病院におきます臨床研修病院の魅力向上の取組、さらには、医学生に臨床研修病院の研修内容や魅力を伝える研修病院合同説明会への参加に対する支援等を行ってきたところでございまして、平成23年度につきましては、臨床研修医の県内採用数は91名というふうになっております。

さらに、今年度新設いたしました研修医研修資金貸与制度につきましては、

臨床研修医14名に貸与を決定しております。なお、専門研修医につきましては応募者4名でございまして、現在選考中でございます。

以上でございます。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

6番（栗野仁博） ありがとうございます。

本当に、非常に大きな動きをしていただいておりますというふうに思っております。ただ、どうしても、これはあくまで計画でございますので、今の現状ということではなく、どちらかというといふ遠い未来、遠いと言ったら語弊があるかもしれませんが、少し先の話になってくるのかなというふうに感じております。

そこで、広域的な医療連携について、ここからが実は本論なんですけれども、先ほどお伺いいたしましたことというのは、本当に粛々にお進めいただきたいというふうに思っております。

やはり、どうしても今の現状が厳しいというのが、特に私、伊賀市ですけれども、伊賀市の場合は本当に言われております。今までのいろんな形でこの場所に伊賀地域から選出の議員が登壇されていると思いますが、皆様もお気づきかと思っておりますけれども、ほとんどの議員がほとんどの質問の場所で、この医療のことを取り上げていただいております。裏を返せば、それだけ厳しいというのが現実でございます。

先ほど申しましたように、今、仮にお医者さんになりたいというふうに手を挙げられた方が、明日医学部に合格されたと、そこから勉強して、必死こいて、それでも6年後にしかお医者さんというのはできない、最短でも。そうなってくると、今の計画をお進めいただくのはもちろんのことなんですけれども、今そこにある喫緊の医療体制というのを直すには、もうちょっと考え方を柔軟な発想にさせていただくことだというふうに思っております。

ここからは私の提案も含めてのお話なんですけれども、今までの伊賀地域から出ております議員の答弁も含めてなんですけれども、ちょっと角度を変えてお話しさせていただきたいというふうに思っております。

伊賀は、三つの府県と隣接する地域でございます。そもそも京都府の南山城村であったり奈良県の山添村というところは、伊賀を生活拠点にしている地域でございます。例えば買い物に行くという場合は伊賀に買い物に行かれる。病院に行くよといったら、普通であれば病院も伊賀に行かれます。新聞も何を見るか。伊賀版を見られるようです。ということは、完全に生活圏というのは伊賀なんですね。

先ほどもちらっと申しましたが、風邪を引いた、歯が痛くなったというような場合は、もちろん三重県内の伊賀の病院に行かれるというようなのが現実でございます。

ですので、できることならば、二次救急医療の場合でも伊賀に診ていただきたいと、三重県のほうで診ていただきたいというような方というのは非常に多くおられるのが現実です。

しかしながら、今の伊賀地域における二次救急の体制ではなかなか、県外の人に対しまして気安く来ていただく、受け入れというのがほぼできない状況でございます。

例えば奈良県山添村の方でありましたら、時間にして倍ほどかかる奈良市や天理市の病院にまで搬送されているというのが現実でございます。伊賀であれば15分、20分で来れる。しかしながら、奈良県の奈良市、天理市であると40分、50分かかるといような状況、早くともです、状況でございます。

普通は、昔はと言ったほうがいいですが、実はずっと伊賀に搬送されておりました。上野の病院が面倒を見ておりました。資料をごらんいただきたいと思いますが、（パネルを示す）これは、奈良県の山辺広域行政事務組合消防本部、山添消防署の救急搬送データでございます。これは、山添消防署のほうからこのデータを御提供いただいたんですけれども、ごらんいただきましたように、県内搬送率というのは、奈良県側から見た県内搬送率ですので奈良県内に対する搬送率です。平成22年度、昨年でございますが、搬送人員161名、そのうち奈良県内の病院に搬送された方が151名、三重県内の病院が10名でございました。県内搬送率は93.8%、こういうデータが出ております。

平成14年度のデータなんですけれども、これは逆に、搬送人員414名に対しまして、三重県内の病院に運ばれた数が333名。ということは、奈良県内の病院に運ばれた方は19.6%、5人に1人に満たないのが現実でございました。

実はこのデータ、なぜ平成14年を出させていただいたかといいますと、伊賀市が受け入れ困難ですよという発表をされた、その前のデータなんですけど、このデータといいますのが実は5年経過段階で廃棄対象となりますもので、実はデータは残っていなかったんですけれども、山添消防署の方に御協力いただきまして、必死こいて倉庫から探させていただいたデータで、平成14年がやっとこさ出てきたわというような話でございます。

しかしながら、この前の年もデータの的にはほとんど変わらんというのが実情でございます。

このデータで何がわかるかというお話をさせていただきますと、まず一つ目が、伊賀地域の二次救急の不備、三重県内の不備が他府県に対しても影響を及ぼしてしまっているというのがおわかりいただけだと思います。

もう1点が、平成14年度が搬送414名に対しまして、平成22年度が161名に激減しております。これは人口が減ったからではなく、普通に病院に行く、いわゆるちょっとしたことやったら無理してでも伊賀の病院に行くという人が増えたがために、救急車を呼ぶ回数が減ったと。それによって、本来であれば病院に行かなあかんという人はたくさんいらっしゃるんですけども、救急車に乗っていく、そうなると遠い病院に連れていかれるというような思いがあるものですから、地元のみんなは、頼む、病院に連れていってと、タクシーでも、何としてでも近い病院に行くというのが実情のようでございます。

結果的に、先ほども申しました、三重県があかんから三重県内の皆さんに対して御迷惑をおかけしておるというだけではなく、こういった隣県にまたがるような地域に関しましては、どうしてもそのほかの府県に対して迷惑が出てきてしまっている。であれば、ここからが角度を変えての話になるんで

すけれども、先ほども部長よりお話がございましたが、奈良県とか京都府とか滋賀県、南のほうに行ったらもちろん和歌山県も含まれてくると思うんですが、近隣各府県に対しまして、人、物、金とははっきりは言いませんけれども、おたくの県、おたくの府の方々を、うちで面倒を見ます、そのかわり、何か出してくださいというような形でのアクションを起こす。それにより、今、目先に困ったこと、解決できるのではないのかなと、広域的に考えれば、三重県単独では打破できん、そういったことを広域的に連携していくことによってできるんじゃないのかなというふうに私は考えております。

ここに県境があるから県境のこっちは人は助けませんよ、こっちは県内の人は助けますよと、これは、日本の国益にも反する、さらには憲法にも抵触する可能性も出てくるのではないかなというふうにも考えておりますので、そのあたり、市町レベルでは大分連携というのも進んでおるんですけれども、県が全くしてないというわけではないんですが、県が率先して連携を深めていっていただくことができないのか、そのあたりにつきましての御答弁をお願いしたいというふうに思います。

〔山口和夫健康福祉部長登壇〕

健康福祉部長（山口和夫） それでは、広域的な医療連携に関しまして御答弁申し上げます。

医師、看護師等の不足とか地域偏在が大きな要因となりまして、地域によりましては救急医療をはじめとする医療提供体制の維持が困難な状況となっております。このため、県におきましてはこれまでも、機動的な医師確保対策の取組ですとか、医療機関の機能分担、機能連携を進めますとともに、救急医療体制の充実を図ってきたところでございますが、地域の实情に応じて、県境をまたいだ広域連携の取組も重要であると認識しております。

これまで伊賀地域におきましては、上野総合市民病院及び名張市立病院が、滋賀県や奈良県など、近隣県の大学から、非常勤医の派遣や寄附講座等を活用した診療支援を受けてきております。

また、紀南地域におきましては、脳外科手術の対応に関しまして、紀南病

院と新宮市立医療センターによる県境をまたいだ遠隔画像転送システムが活用されてきておるところでございまして、県といたしましても、これらの両地域の取組を支援してきたところでございます。

県内の二次救急医療の確保が困難な地域におきましては、隣接県の医療機関への救急患者の受け入れが円滑に行われますことが、課題解決の一つの方策になると認識しております。

各県が策定をしております傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の医療機関リストに、隣接県の受け入れ先医療機関を相互に記載しまして運用することにつきまして、各県の策定しております実施基準が残念ながらそれぞれ異なりますことや、運用面における課題がありますことから、今後調整が必要であると考えております。

このため、今後、本県ですとか、奈良県、和歌山県をはじめの他の隣接県の実施基準の運用状況等を見きわめながら、連携、調整を行ってまいりたいと考えております。各地域におけます医療提供体制を維持するため、今後も引き続きこれらに取り組んでいくことにより、隣県にまたがります御指摘のような広域的な医療連携を進めまして、救急医療をはじめといたします地域医療体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔 6 番 栗野仁博議員登壇 〕

6 番（栗野仁博） 非常にありがたいお答えをいただいております。

やはり、先ほど部長が言われましたように、どうしてもシステム、制度が違うとなると、なかなかマッチングしないと、運用ができないということがあると思うんですけども、昨今、関西広域連合とか、いろんなところで広域的な連合が組まれておるという状況でございます。

これはやはり、昔のような右肩上がりの経済状況であれば、別に県単独で、よし、やってやろう、市町単独でやってやろうというようなこともできたかもしれませんが、効率ということを考えれば、そういったこともこれから、医療だけじゃなくて、今日はもちろん医療の質問なんですけれども、進めて

いく必要があるのかなというふうに思っております。

医療はこれぐらいにさせていただきまして、次の質問に移らせていただきたいというふうに思っております。

リニアの中央新幹線につきまして、私のほうから質問させていただきます。

本年5月26日、国土交通大臣が、全国新幹線鉄道整備法に基づきまして中央新幹線の整備計画を決定いたしました。整備計画の決定に先立ちまして5月20日には、営業主体、そして建設主体でありますJR東海が指名されているのが現実でございます。

その概要は皆様がよく知るところでございますが、2027年に東京 - 名古屋間の開業を目指し、その先線であります名古屋 - 大阪間は2045年の開業を目指すというものでございます。未来の日本の交通の大動脈となり得る夢の鉄道でございますが、東京 - 名古屋間に関しましてはルート並びに中間駅の設置計画が提示されております。しかしながら、名古屋 - 大阪間につきましては、法律上のルートは決定しておりますけれども、営業主体であるJR東海は今のところ未定というような発表をしているのが現実でございます。

今ある情報を整理すれば必然的に本県を通るのかなというのが間違いないかとは思いますが、そもそもほかの地域でも、例えば2009年に、これはJR東海に一蹴されたんですけども、京都の経済同友会がリニアの誘致を表明するなど、やはり未来の夢の鉄道に対しまして、各地域が力を入れ出しつつあるところでございます。

これも私見なんですけれども、そう遠くない将来に名古屋 - 大阪間のルートにつきましても発表されるのではないのかなというふうに、個人的には思っております。

さらに、そのときに、本県は通るであろう、三重県は通るだろうなという考えはちょっと甘いのと違うのかなというふうに少し危機感を持っております。しっかりとした確固たる誘致、もしくは国に対する誘致活動、そして、営業主体であるJR東海に対してきちっと行動を起こしていかなければならないのではないのかなというふうに考えております。

さらに、誘致についてでございますが、やはり鉄道の新設効果というのは、地元経済に大きな影響、潤いを与えてくれます。本年の3月12日に、九州新幹線、開通いたしました。皆様お気づきかと思いますが、東日本大震災の翌日でございます。本来であれば、大々的なセレモニーであったり、それこそ新聞、テレビの一面をばーんと飾るような大きなニュースであったと思うんですが、残念ながら予定されていたセレモニー等は、先般、福岡県に調査でお伺いさせていただいたときにお伺いいたしますと、すべてほとんどのケースがキャンセルになったというふう聞いております。静かに九州新幹線の幕はあげたわけでございます。

先日、その福岡県にお邪魔した際に、いろんなデータというものをいただきました。しかしながら、この3月に開通したばかりでございますので、正確なものというのは1年たってみないことには出てこないということでございますので、あくまで速報ベースなんですけれども、その九州新幹線、いわゆる新線ですけれども、利用者数、激増しております。今の中間報告でございますけれども、鉄道の利用者数、博多 - 熊本間で35%増えましたよと、熊本 - 鹿児島間では何と62%増えたというようなデータが出てきております。

このデータだけでは単に航空機利用から鉄道利用に切りかえただけなのかなというふうに思われる方がいらっしゃるかもしれませんが、九州の大型小売店の販売額累計、販売額動向を見ますと、全国平均をやはり上回る結果となっておりますのが現実でございます。ということを総合的に判断いたしますと、やはり、新鉄道、新しいインフラがもたらす経済効果、潤いは非常に大きいものであるというふうに私は考えております。

そこで、知事にお伺いいたしますが、まず、そのリニアの中央新幹線に關しましてどのようにお考えであるのかと、さらには、今後の動きについても少しお伺いさせていただきたいというふうに思っております。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） リニア中央新幹線誘致に向けての考え方ということでございますが、リニア中央新幹線、これは、いわば我が国の新たな大動脈とし

て、日本全体や沿線の将来の経済社会を支えることが期待されています。また、東京 - 大阪間のルートの二重系化による、災害に強い、しなやかな国土の形成やゆとりある生活の実現に大きく貢献するとともに、各地域の発展を促進する極めて重要な社会基盤であると考えております。

リニア中央新幹線が県内を通り中間駅が設置されれば、アクセス時間は大幅に短縮し、新たなビジネスチャンスが生まれたり、観光客が増加するなど、さらなる産業振興を見込むことができます。

このように、リニア中央新幹線は本県の発展を促進させるための重要な社会基盤ですが、東京 - 大阪間の全線が整備されて初めてその効果がいかんなく発揮されると私は考えております。そのためにも、一方でＪＲ東海が全額地元負担を求めていくこととしている中間駅の設置費用については見直しを求めていくとともに、国に対しても地元負担軽減への積極的な関与を要請していきたいと考えております。

今後とも、東京 - 大阪間の早期全線整備や県内駅設置に向けて市町や経済団体等と連携し、具体化に向けて、国、ＪＲなどへの働きかけなど、強力に取り組んでまいりたいと考えております。

〔 6 番 栗野仁博登壇 〕

6 番（栗野仁博） ありがとうございます。

私が思いつく限りの、一番満点のお答えをいただきました。ありがとうございました。

さて、今も少し話が出ましたけれども、これからの取組につきまして少しお話しさせていただきたいと思えます。

現在、知事も副会長として、リニアの中央新幹線建設促進三重県期成同盟会、非常に長い同盟会の名前ですがけれども、参加いただいております。議会でも議員連盟をつくりまして、期成同盟会の総会には参加させていただいて、誘致活動を繰り広げさせていただいております。

しかしながら、県民の盛り上がりという面ではいいと思いますと、まだ先の話ということなのではないでしょうか、いまだに余りなく、これからは駅誘致に向けても県

でも議論を進めていく必要があると思いますし、県民に対しましても広く広報していく必要があるのではないのかと、そのように考えます。さらには、近隣府県に同調を求めるといことも非常に大切であるというふうに思います。

リニア中央新幹線は国策と言っても過言ではございません。三重県だけの立場を主張するのではなく、国益も踏まえて今後のルート選定並びに駅誘致に関して動いていく必要があるのではないのかなというふうに私は考えております。

例えば、これからの誘致に関しましては交通政策室に課や係をつくるとか、もしくは、近隣府県に対して三重県の姿勢を広くコマーンスしていく、そういった協力要請をする等の動き、これは非常に大事になってくると。そのようなことを踏まえて、今後、県としてどのように活動していくかということ、部長のほうからお答えいただきたいというふうに思います。

〔小林清人政策部長登壇〕

政策部長（小林清人） リニア中央新幹線のこれまでの取組ですが、まず、これは昭和53年にさかのぼりますが、知事が会長となりまして、県内の12市町や市長会、町村会とともにリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会というものを設立いたしまして、県内への駅の誘致や東京 - 大阪間の早期全線整備、そして、国や国会議員、JR東海等に対して働きかけてきました。また、沿線の、これは県外も含めてですが、沿線の都府県と連携、協力した取組も進めてまいったところでございます。

特に県としましては、毎年国に対して提言活動を行ってきたんですが、平成22年、去年ですが、去年の7月に交通政策審議会のほうに呼ばれまして、そこで、早期全線整備や地元負担によらない駅の設置、それから、ルートや駅の設置について、地元との協議の機会というようなことも主張してきたところでございます。

JR東海につきましては1県1中間駅を設置することとしておりますが、今のところ、名古屋 - 大阪間の中間駅の概略位置についてはまだ公表してお

りません。

しかし、本年5月に決定いたしました整備計画では、名古屋市付近、奈良市付近が主な経過地として明記されておりますので、私としては、リニア中央新幹線は県内を通るルートとして計画されているのではないかと考えているところでございます。

ただ、油断はできませんので、県としては沿線都府県や関係市町等と連携、協力をいたしまして、できるだけ早く駅の位置が公表されるよう、ＪＲ東海に対して求めていくとともに、知事が先ほど答弁いたしましたように、早期の全線整備、それから、中間駅の設置費用の全額地元負担の見直し、これは350億円という額でございますので、そういうものの見直し、それから、それに加えて工期スケジュール等の透明化などにつきましても、ＪＲ東海のほうに強く要望してまいりたいなというふうに考えております。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

6番（栗野仁博） ありがとうございます。

やはり、駅ができるできないでは大きな違いがあると思います。やはりこの三重県が、今後、先の話ですけれども、発展していくためには、なくてはならないインフラではないのかというふうに考えておりますので、強くコースのほうをお願いしたいというふうに提言させていただきたいと思います。

知らんうちに時間がなくなってまいりました。次に行かせていただきたいと思ひます。

続きまして、消防の広域化につきましてお尋ねさせていただきます。

冒頭にもエピソードを申し上げさせていただきましたように、本年は、東日本大震災をはじめ、本当に大きな災害が続いております。台風12号、台風15号に関しましては本当に、本県に対しましても大きな被害、影響をもたらしております。

その有事の際に、住民の皆様の安心・安全のよりどころ、これは国であり県であり各市町であることは間違いがないと思うんですけれども、最も、一番身近なものは、やはり消防組織でございます。東日本大震災や、台風12号、

台風15号の災害時におきましても、消防の皆様の活躍ぶりは皆様の記憶に新しいところではないのかなというふうに思っております。

消防がしっかりしてくれているからこそ、住民の皆様が安心・安全な生活が送れる。そう言っても過言ではないというふうに考えております。

そこで、消防広域化を進めていただいておりますが、進捗状況につきましてお伺いさせていただきますが、多くの社会的使命を担う消防でございますが、平成18年に総務省より、市町村の消防の広域化に関する基本指針が出されました。我が県も基本指針に沿って、消防広域化推進計画、これを平成20年に策定いたしております。その計画によりますと、平成24年までに15消防本部を8ブロックに統合し、その後4ブロック、そして、最後は一つに集約するというような内容でございます。

そこでお伺いいたしますが、平成24年までにまず8ブロック化できるのか、さらには、今の現状の進捗状況もお聞かせいただきたいと思います。

続いて質問させていただきます。

さらに、広域化のメリットというのもひとつ御教授いただきたいと思います。地方部においては現状においても、消防署と署の間が数十キロメートルあるという場所が出てまいります。車で1時間以上かかると。そういった場合、消防の初動であったり応援の充実ということであれば、これは現実的ではないのではないのか、広域化のメリットはないのではないかというような声もちらちら聞こえてまいります。

先ほど申しましたように安心・安全な生活ということを考えますと、やっぱり身近な存在であるということが消防に関しては一番であるというふうに思っております。事実、東日本大震災におきましても、地元の消防が真っ先に活躍されております。それは、地の利があるということが一番の強みであったというふうに宮城県名取市の消防本部の方がおっしゃっておられました。

国からの指示であることは間違いないのですが、山間地であったり海岸部が多い、この入り組んだ地形を持つ三重県にとりましてはなかなかなじまないのではないのかなと個人的には思いますが、現在の、先ほどの進捗を踏ま

えて、メリットのほうもお聞かせいただきたいというふうに思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 御質問いただきました2点のうちの消防広域化のメリットについて、私のほうから答弁をさせていただきます。

メリットといいますといろんな人から見たいろんな側面のメリットが考えられますが、県民から見てどうなのだというのが私は一番大切だと思いますので、県民から見てどういうメリットがあるかという説明をさせていただきます。

まず第1に、広域化によって消防本部全体の部隊数が増えるため、災害の規模が大きい場合に、初動の段階から対応可能な規模の出動を行うことができ、しかも、統一的な運用による効果的な現場活動が可能になり、県民の皆さんの安全がより迅速に確保されることとなります。

第2に、管轄区域の広域化により、市町の境界付近で災害が発生した場合、市町境界を超え、一番近い消防署や出張所から出動でき、消火活動開始時間や救急搬送時間の短縮につながります。

第3に、広域化によって本部業務を集約することで、本部要員であった職員を一定数現場要員として増員配置することができ、災害現場で活動させたり、救急救命や火災の予防のための専門スタッフの育成や増強が容易になります。

このように、消防の広域化は消火活動や救急活動などの強化につながるものであり、県としましては、県民の皆さんのサービスの一層の向上の観点から、積極的に市町の取組を支援してまいりたいと考えております。

先ほども申し上げましたけれども、災害が今大規模化し、あるいは住民の皆さんのニーズも多様化している中で、例えば小規模な消防本部だと出動要員に十分余裕がない。そうすると、初動や現場に必要な最小限しか行けない。そうすると、被害が拡大してしまう。あるいは、高度な車両とか資機材、そういうものを導入できない。専門人材を育成できない。あるいは、人事ローテーションがちょっと消防本部だと設定しにくいので、職務経験年数とか

年齢構成に偏りが出てしまっていて、非常に、例えば高年齢の署員ばかりがいるとか、そういうようなことなどの課題もあります。

この消防の広域化というのはそもそも、広域化したからといって市街地に変化がない限りは消防署や出張所を減らすというのではないので、人的や物的な資源をいかに有効活用するかというのが消防広域化のそもそもの問題なんです。

いずれにしても、その地域地域、後ほど防災危機管理部長から答弁がありますが、その各地域地域の地理的なこととかも粟野議員はおっしゃっていましたので、それぞれの中においてどういうものであれば効率的で効果的なものにできるかというのをしっかりと議論していく必要があると思っております。

〔大林 清防災危機管理部長登壇〕

防災危機管理部長（大林 清） 私のほうからは、現在の各地域の消防の広域化の進捗状況について御答弁をさせていただきます。

平成18年6月の消防組織法の一部改正を受けまして、本県では平成20年3月に策定した三重県消防広域化推進計画に基づき、県内15消防本部の8ブロック化の実現に向けて、市町の取組を支援しているところでございます。

現在の状況ですけれども、県内では伊賀市、名張市で構成されている伊賀ブロックにおいて、行政関係者、消防関係者、学識経験者及び市民代表の方々に構成される広域消防運営計画策定委員会が設置されておりまして、平成25年4月1日の広域化の実現に向けて協議が進められている状況でございます。

また、四日市市と菟野町で構成される四日市・菟野ブロックにおきましても、消防広域化研究会が設置されまして、広域化に関する調査研究が進められております。

県としましては、国の財政支援措置が講じられている平成24年度末までの広域化の実現を目指して、この取組を支援しているところでございます。

このほかに、伊勢志摩ブロックでは消防防災研究会が、東紀州ブロックで

は消防の諸課題に関する勉強会が、それぞれ設置されておるところでございます。

県といたしましては消防広域化は本当に重要な取組だというふうに考えておりまして、現在の推進計画に基づき、各ブロックにおいて進められている取組状況に応じまして、市町の考え方も尊重しながらしっかりと支援をしていきたいというふうに考えております。

〔 6 番 粟野仁博議員登壇 〕

6 番（粟野仁博） ありがとうございます。

先ほど、伊賀市、名張市並びに四日市市、菰野町という形で協議会を開いていただいておりますという話がございましたが、先ほど来、私は伊賀の人間だという話はさせていただいておりますけれども、伊賀市、名張市の協議というのは、実は余りうまくいっていないのかなというふうに個人的には思っております。

私自身、実は消防団員でございますけれども、消防団の中からも広域化に対する不安というのが聞こえてまいります。末端までやはり、きちっとした説明、先ほど知事が言われたような説明というのはなかなか伝わっていないというのが現実なのかなと。

実は三重県では、平成19年、古い話ですけれども、職員、署員に対してアンケートをとっております。そのアンケートといたしますのが、広域化に対してどう思うかというアンケートでした。積極的に賛成と答えた方は13.3%、そのほかの答えとして、時代の流れで仕方がないという答えが46.9%、ほぼ半分ですね。さらに、反対、やりたくない、反対が30.6%、わからないが9.2%。平成19年の当時でございますので、広域化に対する情報量というのが少なかったというのは、これ、否めないと思います。ただ、現場レベルでは余り受け入れられていなかったのかなというふうに思っております。

ちなみに、参考までですけれども、昨年、同じようなアンケートをとった自治体がございます。北海道の十勝管内なんですけれども、あくまで参考です、たまたま昨年とったというだけですので。その結果を報告申し上げます

と、必要だと、やはり広域化せなあかんというふうに答えられた方は30.5%、時代の流れで仕方がないと答えた方が33.8%、不必要、要りませんと答えた方が27.8%。あくまで本県のデータではございませんので、単純に比較するというのは難しいんですけれども、今の現状でも約30%の職員が広域化に対して反対をしていると。現場レベルでもそのような状況なんです。

ですので、当局におかれましては、ぜひとも早期に、職員であったり関係自治体であったり、きちっとした説明並びに関係各市町との連携をとりながら、粛々と進めていっていただきたいというふうに思っております。

次に行きます。時間がなくなってまいりました。

続きましてですけれども、パーキング・パーミット制度につきまして御質問させていただきます。

昨年なんですけれども、請願が提出されております。公共施設であったりショッピングセンターなどの駐車場には、弱者に配慮した車いすマーク、いわゆる障がい者用の駐車場ですよ、これが多く設置されております。車いすマーク、これは、日本語では国際シンボルマークというふうに訳されております。その意味は、障がい者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す、いわゆる世界共通のマークでございます。1969年に国際リハビリテーション協会の総会において採択されたものであります。

この国際シンボルマーク、その多くがトイレであったり施設の出入り口であったり確保されておりますけれども、しかしながら、駐車場に言いますと、障がいのないと思われるようなドライバーの方がよく駐車されていることがあります。このような実態、これは、一人ひとりの、最終的にはモラルの問題なんですけれども、行政としてユニバーサルデザインを推進していく以上は、手をこまねいていたのでは、障がいを持たれた方に、真に必要なとしている人たちにとっては、優しいまちとは言えないのではないのかなというふうに思っております。

そのようなことから、昨年の請願に対する、現在どのように動いていただいているのかということにつきましてお伺いしたいと思います。まずは、

佐賀県が導入された例を先に御説明させていただきます。これは佐賀県が、世界で最初といえますが、日本で最初に導入されたことなんですけれども、県内に共通する、身体に障がいのある人、もしくは歩行困難な高齢者、妊婦さん、けがをしている方などに、障がい者用の駐車場の利用証を交付するというのが大きな目的でございます。

その利用証を持った方が気軽に駐車場を利用できるというようなシステムでございますが、そもそも論を言いますと、本来これは国がやるべきことだと僕は思います。やはり国が全国でどーんと同じ制度を落としといていかなないとなかなか根づいていかない、そのように思っておりますが、地方から発信して国を動かすということも大事なことも思っております。

当県におきましては、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会におきまして、この制度について御議論をいただいております。この点に関しましても、現在の進捗状況並びに今後の方針についてお聞かせいただきたいというふうに思っております。

さらに、県内市町と近隣府県に対する呼びかけについてもあわせてお伺いいたします。

これは制度が導入された暁の話ですけれども、県内各市町はもとより、民間の事業者も含めて、さらには近隣の府県にまで呼びかけていく必要があるというふうに考えております。例えば、三重県内のショッピングセンターに愛知県の方が来られましたよと。愛知県にはその制度がなかったと。その際に、パーキング・パーミット制度を愛知県の方が知らずに、何だ、これはというふうな話になってしまうのがあるかもしれませんし、もう1点が、その方が仮に障がいをお持ちであったのに、パーキング・パーミットの利用証を持っていないがために、その障がい者用駐車スペースに駐車したいなと思ってもとめれない、標識を持っていないからとめれませんよというようなトラブルになる可能性も出てまいります。

近隣の府県を見渡しますと、京都府と福井県、そして、ちょっと離れますが静岡県が制度を導入されております。三重県として、できれば率先して県

内市町と連携して、民間事業者、さらには近隣府県にまで呼びかけをしていないと、真の意味でのユニバーサルデザインの推進、パーキング・パーミット制度の推進にはつながらないのではないのかなというふうに考えております。

この2点につきまして、お考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） パーキング・パーミット制度について、現在の取組状況、それから、市町との連携、そのあたりについて私のほうから答弁をさせていただきますが、私も、大型スーパーマーケットとかで車いすのマークがついているところに、一見して、障がいをお持ちであっても障がいをお持ちでないように見えてしまうケースもあるので一概には言えないんですけども、平気でとめておられるような方を見て、どうしてなんだというふうに思うときが非常にありまして、この制度、関心を持っておるところであります。

本県では、身体に障がいのある方や妊産婦の方など、歩行が困難な方に対して利用証を交付することにより、車いす使用者用駐車区画を利用できる人を明らかにし、駐車区画を利用しやすくすることを目的としたパーキング・パーミット制度について、研究を進めてまいりました。

そのような中で、当制度についての導入を求める請願が昨年10月、県議会で採択されました。また、本年3月、県議会において議決されました第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画において、重点的に取り組む項目の一つとして当制度を検討していくものと位置づけたところであります。

県といたしましては、これまでの県議会の皆様からの御指摘や行ってきた研究、そういうものを踏まえまして、当制度の導入に向けて積極的に取り組んでいくことといたしました。現在、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき設置された三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会における議論を踏まえ、導入に向けた具体的な制度内容の検討を

進めているところであります。

検討に当たっては、県内で広く理解、協力を得る観点から、市町はじめ、利用者である障がい者団体や設置者である事業者等の意見も十分聞きながら、県民の皆様の利便性が向上するよう、制度内容の周知など、運用面におきましても、市町等との連携を十分図ってまいります。

また、当制度は現在21府県で導入され、直近では本年9月に京都府が制度を開始しています。このように、当制度が全国的な広がりを見せる中、相互乗り入れや標識の統一など、近隣府県との連携を視野に入れた議論を行うとともに、近隣の各府県に対し連携を働きかけてまいります。

今後の予定といたしましては、今年度中に制度案を作成し、議会等にお示ししたいと考えております。平成24年度における導入を目指してやっていきたいと考えております。

〔 6 番 栗野仁博議員登壇 〕

6番（栗野仁博） ありがとうございます。今年度中にということで、非常に強い御意思をちょうだいたしました。

やはり障がい者の方々にとりましては、車をとめるということも非常に大きな労力が要するというふうに聞いております。その中で、普通の場合やとなかなか乗りおりができないと、とめるところがないためにスルーして過ぎ去ってしまうというときもあるよというような話も聞かせていただいております。

何とか早い段階で、もちろん来年という話はいただきましたが、三重県が先陣を切ってこの近隣府県に対しまして、きちっと連携をとってやっていただきたいと、そして、統一感を持って、この日本が住みやすい、ユニバーサルデザインの住みやすいまちになるように頑張っていっていただきたいというふうに思っております。

もう時間もなくなってきました。本当に、今の質問が最後になりますけれども、皆さんもお気づきかもしれませんが、今回私の質問に関しましては、広域連携というものを一つテーマにさせていただいておりました。4項

質問させていただきましたが、すべて広域にまたがる話でございます。

今、我が国の置かれている状況は、どの分野におきましても非常に厳しいというのが現実でございます。とはいえ、明るい兆しというのもあります。最初に、冒頭に申し上げましたように震災に関しましてですけれども、国民が復旧、復興に向けて一丸になって進んでいるというふうに思っております。

知事が以前、ジョン・F・ケネディの言葉を引用されまして、国が何をしてくれるのかではなくて、国のために何ができるかだと。これ、私も好きな言葉でございます。日本でもたしか上杉鷹山が同じようなことを言っておられると思うんですけれども、今の現状、今の日本というのがそのとおりかなというふうに思っております。また、今、きずなという言葉に集約されますけれども、困ったときにはみんなで連携し合っていくと、それによって1人単独ではできないことがきちっとできるということも、みんなわかりつつあることだというふうに思っております。

このことをぜひとも三重県政に生かしていただいて、幸福度日本一の県をつくっていただきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、私の某先輩議員より、10月12日、上野で実は芭蕉祭というのが行われます。芭蕉さんのお亡くなりになった日に祭りがあるんですけれども、知事も御臨席賜るということでございますので、俳句で締めろという命令が出ておりましたので、一句、御披露させていただきます。よくお聞きくださいませ。

「三重県の がいなもんじゃを 見せたるぞ」。

意味のおわかりになられない方は、去る22日の一般質問会議録をごらんいただくか、東紀州にぜひボランティアにお越しくくださいませ。これは、一般質問における広域連携でございます。

以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

副議長(中村進一) 1番 下野幸助議員。

〔1番 下野幸助議員登壇・拍手〕

1番（下野幸助） 新政みえ、鈴鹿市選出の下野幸助です。4月に当選させていただきまして初めての一般質問ということで、とても緊張しております。先ほど濱井議員が、ここ、暑いと言いましたけど、本当に汗が滝のように流れそうな感じがしておりますが、51人の県会議員の中で、私、村林議員の次に、2番目に若い議員ということもございまして、知事より年齢的にも経験的にも浅い部分があるかと思いますが、よろしく願いいたします。

また、知事をはじめ執行部の方々には、質問をさせていただくに当たり、ほかの議員の皆様と重複する部分や配慮に欠ける部分があると思いますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、質問に入る前に、私からも今回の台風12号でお亡くなりになられた方に御冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さらに、台風15号におきましても、避難指示、避難勧告を受けた地元の皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げます。現在も被災地で御尽力されております地元の皆様、市町職員、議員の皆様、そしてボランティアの皆様に、心から敬意を表します。

それでは、通告書に従いまして質問に入らせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、防災対策のハード面といたしまして、堤防についてお伺いしたいと思っております。

3月に発生いたしました東日本大震災におきまして、想定外の津波により大規模な堤防を乗り越えて、大きな津波がまちを飲み込んでしまいまして、甚大なる被害が発生いたしました。

そこで、大規模な堤防に焦点を当ててお話をさせていただきたいと思っております。

多額な金額を投じまして建設された大規模な堤防が果たした役割については一定の評価もされているようですが、この堤防がどれぐらい県民に役に立ったかといいますと、公益性の面、費用対効果の面から考えると賛否が分か

れるということになると思います。

具体的に申し上げますと、今から115年前、1896年の明治三陸地震におきまして、岩手県の旧田老町、現在の宮古市田老地区ではございますけれども、そのときに、津波の高さ15メートルという大きな津波が押し寄せて、約1800人以上の方が死者、行方不明者という状況になりました。

一方で、今回の東日本大震災におきましては、旧田老町では、死者、行方不明者は約10分の1の187名と聞いております。ここで約10分の1に減少したことについて、このことにつきましては堤防の役割があったのではないかと認識しております。逆に、もし堤防がなければ、10倍とは言いませぬけれども、さらなる被害拡大が生じていたと想定いたします。

したがいまして、三重県としましても、3連動の地震想定から、堤防が果たすべき役割、例えば、堤防の高さとか、補強する際はそのコンクリートの強度について、継続して検証、調査していく必要があると思います。

さて、ここで一つフリップを見ていただきたいんですけども、（パネルを示す）平成22年、間もなくこれ、改定されると思うんですが、防災危機管理部から発行されております現状で一番新しい防災情報シートでございます。これは、東海・東南海・南海地震、マグニチュード8.7を想定したときに予想される津波の高さですけれども、今、大体一番北の桑名市長島町、木曽川あたりで2.3メートルという予測、それから、南の伊勢市大淀漁港では3.65メートルという予測になっております。一番高いところで、松阪市の三渡川で5メートルというふうになっておりまして、伊勢湾内ではおおむね、津波の最大高さというのは2メートルから5メートルという予測になっております。

県に確認しましたところ、伊勢湾内におきましては、今お手元にある防災情報シートに記載されている津波の高さは、現状の堤防ではカバーできるということになっております。

続いて、もう一つ、済みませんが、堤防に関してフリップをごらんいただきたいのですが、（パネルを示す）これも三重県が平成18年3月に公開した、

堤防等海岸保全施設のありなしに関する地震被害予測です。これを見ますと、堤防がある場合は全壊棟数が約1万棟、ない場合は3万棟ということになっております。半壊棟数につきましては6000棟から3万棟と5倍になっております。一番注目すべきところは死者数なんですけれども、1000人から、これ、防災意識、高い低いというのは、ちょっとここでは詳細は申し上げませんが、意識調査が高い低いというところから出ておまして、例えば、防災意識が高いところだと1000人、堤防がない場合は2000人、防災意識が低いところでは、堤防があると約3100人、ない場合だと6100人ということで、死者も2倍相当になっております。

これを見ますと堤防のありなしで被害の状況は大変異なってきておりますので、やはり堤防が堤防としての機能を持つということが大切であり、それによって大幅に被害が低減できると言えます。

しかしながら、この堤防が、実は9月26日、昨日で、伊勢湾台風が上陸してから52年がたちますけれども、堤防も約50年たっているということですので、堤防が堤防としての役割を果たしているのか、大変危惧しているところでもあります。

こういった老朽化した海岸堤防の状況につきまして、今後、津波から県民を守るという観点からどう考えているのか、知事としてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

また、今、申し上げましたとおり、現状の海岸堤防の多くは老朽化が進んでおります。このため、県土整備部が所管する北は桑名市から南の紀宝町までの海岸保全区域の調査を、コンサルタントに委託していると聞いております。その調査状況の進捗ぐあいについてもお伺いいたします。

予定どおり、平成23年度中に調査結果を取りまとめていることができているのかということと、緊急箇所は現在何力所あるかについても御回答願います。

また、調査結果におきまして、どのような優先順位と期間で対応、方策を講じるのか、お考えをお願いいたします。

以上、御答弁、よろしくお願ひいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 県内の海岸堤防に関する老朽化などの対策についての考え方ということで答弁させていただきたいと思ひます。

3月の東日本大震災では、津波により大きな被害が発生し、岩手県、宮城県、福島県の3県では、海岸堤防約300キロメートルのうち約190キロメートルが全壊または半壊したと報告されております。このように、大規模な津波に対して海岸堤防などの施設による防護には限界があり、命を守るためにはとにかく逃げるという迅速な避難行動が欠かせないところであります。

本県では、その迅速な避難に資する対策として、市町と連携して避難施設や避難経路の整備に取り組むとともに、海岸堤防への避難階段の設置、防潮扉の動力化、こういうものを進めていきたいと思ひて進めております。

一方、東日本大震災では、津波が堤防を越えた場合でも堤防が壊れずに形をとどめていることで、被害軽減に一定の効果を発揮した事例も報告されております。その意味では、壊れない堤防であることは、堤防を越えない津波に対してはもちろんのこと、堤防を越えるような津波に対してもその被害軽減につながるものであると考えられます。

しかしながら、先ほど議員からも御指摘がありましたとおり、県内の海岸堤防については、昭和28年の台風13号、昭和34年の伊勢湾台風、それ以降に整備されたものが多く、整備後50年を経過していることから老朽化が進行し、一部の堤防では空洞化、あるいはひび割れなどにより、機能低下が見られるところであります。

こうしたことから、先ほど議員からもありましたように、現在、海岸堤防について老朽化調査を実施しており、対策が必要な箇所における老朽化の進行度合いや地域性を考慮しながら、対策箇所の優先度を判断することとしております。

その調査の結果を踏まえまして、平成24年度に策定予定の新地震対策行動計画の期間中をめぐり、集中的に対策を進めてまいります。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） 私から、堤防の老朽化の調査の状況、あるいは老朽化の対策についてお答えいたします。

海岸堤防の老朽化調査につきましては、平成21年度から22年度にかけて、県土整備部が所管する海岸堤防などの施設がある区間のうち、最近整備した区間を除いた約195キロメートルを対象に実施しました。

平成21年度には一次点検としてひび割れや堤防の沈み込みなどについて目視による調査を行い、平成22年度には二次点検として、ひび割れの幅や深さなどの測定、また、空洞の有無の調査を行いました。これらの点検により堤防に空洞があることがわかった箇所は138カ所ございます。

本年度は、これまでの調査結果を踏まえまして、早急に補強等の対策が必要な箇所と、当面は点検を継続する箇所の整理を行うこととしており、その結果を年度内にまとめる予定でございます。

老朽化調査の結果に基づく対策としては、老朽化の進行度合い、堤防内側の土地利用の状況や地域性等を考慮しながら、空洞やひび割れがある箇所の補強などを緊急に進めたいと思っております。

具体的な対策としましては、空洞がある箇所については堤防上部のコンクリートを取り壊し空洞を埋める方法や、堤防を覆うコンクリートにひび割れ等の劣化が見られる場合、コンクリートを厚くするなど方法があり、それぞれの箇所に応じた工法で対処していきたいと考えております。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

1番（下野幸助） 御答弁ありがとうございます。

いま一度、ちょっとこのフリップでもう一度お願いだけしておきますけれども、（パネルを示す）堤防が堤防としての機能を果たすということは非常に、極めて大切だという認識をしております。いずれにしましても、この県の予測調査で見いただきますと、死亡者数は2倍、堤防が堤防として機能しないで2倍ということになりますので、ぜひとも調査のほうをよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に、ソフト面のお話に移らせていただきたいと思います。防災教育についてです。

東日本大震災で岩手県釜石市の鶴住居地区の小・中学生の生徒全員が助かったということは知事もよく御承知のとおりで、避難経路も歩かれたというお話をお伺いしております。これを教育しているのは尾鷲市の防災危機管理アドバイザーでもある片田先生ということで、片田先生はよく3原則を言われております。

一つ目に、想定、ハザードマップを信じるな、二つ目に、自分の命を守るのに最善を尽くせ、三つ目に、まず自分から率先して避難をするということであります。

一つ目のハザードマップを信じるなということは、最終的には自分の命は自分の頭で考えて自分で行動して守れということにつながるかと思います。ハザードマップを見て、赤信号が危険で黄色信号が赤よりも大丈夫という保障はありません。ただ、保障はありませんけれども、一般的な子どもたちの会話を聞くと、僕のところは黄色だからセーフとか、君の家は赤だから危ないよとか、そんな会話が見られます。もちろん子どもだけではなくて、大人同士でもそれに近い会話があります。ということはやはり、マニュアルどおりの対応、会話で事を済ませているという場合が多々散見されるということになります。

道路の信号の場合ですと、前の車がとまっていれば青でも行っちゃいけないとか、赤信号でも緊急車両が来たら優先させるために進まなければならないとか、そういうことで、青でもとまらなければいけないとか、赤でも進まなければならないという、このイレギュラーな事態があるんですけども、震災に関してもこれぐらいの応用がきく対応にしなければならないというふうに思っておりますので、また、こういう考えにつきまして知事にお伺いしたいのは、防災教育についていろいろお考えがあると思いますけれども、柱というか、軸のようなものがありましたらお教え願います。

防災教育につきましては、1回2回聞いただけで完結するものではござい

ません。環境によっても、例えば住まいは海の近くで職場は山間部ということもありまして、その場その場の環境に応じた対応が必要となってきます。したがって、繰り返し繰り返し県民に、とりわけ子どもたちに訓練する体制をつくっていただきたいと思います。

この季節、9月は訓練のシーズンなのですが、台風とかが来て中止にしましたということもあるかと思うんですけども、中止にするのではなくて延期ということで、どこかのタイミングでまた再度訓練できるような体制づくりというのもお願いしたいと思います。

私自身も防災の勉強会に参加させていただいておりますけれども、共通して専門家の方や大学の先生が言うには、ふだんから訓練、行動をしなければならないということを言われております。ですので、机上の勉強だけではなくて、行動にも移していかなければならないと思っております。

ここで、勉強の面で役立ったことを一つ申し上げたいと思っております。それは、多くの方はもう既に御存じかもしれませんが、気象庁の緊急地震速報についてです。

この緊急地震速報のお話は、元NHKの記者で現在名古屋大学の減災連携研究センターの教授の隈本先生から聞いたお話なのですが、現在の緊急地震速報については、マグニチュード7クラスの規模までしか予測ができておりません。すなわち、東日本大震災のようなマグニチュード9クラスの場合、緊急地震速報では対応できない、想定外ということになっております。

ということは、つまりどういうことかといいますと、具体的に、3月11日2時46分42秒に東日本大震災が発生しました。このとき、NHKでは国会中継が放送されていたかと思うんですけども、約12秒後ぐらいに緊急地震速報ですということでお知らせが入りました。その後、地震、津波の警報が出たんですけども、その第一報の津波の高さというのは3メートルから6メートルという表示でございました。速報ですので時間的な制約から3メートルから6メートルという表示でされましたけれども、これは言うまでもなく、本来の津波の高さではありません。

といひまして、迅速に情報を伝えるということと、本来の情報を伝えるということの相違がありますので、やはり一つ緊急地震速報をとっても、十分情報というのを知っておかなければならないということになると思います。

そこで私が言いたいのは、どんなにすばらしい技術が発達しても、頑丈な堤防ができたとしても、最終的には自然には逆らえないということでありまして、現実と向き合っていかなければならないということになります。県民にはもっともっと、その大切さを伝えていかなければならないと思っております。

そこで、今後の防災教育の内容につきまして、どのように迅速に県民一人ひとりに行き渡らせていくのか、その具体策について、御説明、お願いいたします。

以上、御答弁、よろしくお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 防災教育について、私独自の基本的な考えとか軸となるものという御質問でございました。

8月に私自身も釜石市を訪問し、改めて、地震や津波等の災害に対し、一人ひとりが自ら危険を予測し回避できる力をしっかりと身につけることの重要性を実感したところであります。議員からお話のあった、群馬大学の片田先生が提唱されている3原則、これも大変参考になると考えております。

県全体の考え方、理念、自助とか、そういう部分については、三重県の防災対策推進条例、この中に基本理念として書いてありますけれども、私自身のということでもありますので、私がよく言わせていただきますのは、まずは、生きるために逃げるということ、それを徹底しましょうということが一つ目。そして、二つ目は、過去大丈夫だったからという根拠のない気休めはやめて、ちゃんと逃げて安心するという。それから、逃げる時は最後まで妥協しない。釜石市の子どもたちが逃げた経路を私も最後に行きましたけれども、相当の坂です。大人だったらもうええぞとあきらめてしまいそうなどころだけれども、彼らはあきらめずに、子どもの手を引っ張り、お年寄りを抱えて

逃げ切ったわけです。それで、逃げるときには最後まで妥協しない。これが大切だなと思っています。

それから、あと、その3点以外に、釜石市で見ていただいた防災教育の教科書の一番最後に、最後の章はどういうテーマだったかといいますと、語り継ぐことと書いてありました。それは、子どもたちが後世にだれかを語り継ぐのではなく、その感じたこと、さっきの3原則もそうですけれども、それをいかにたくさんの人たちに伝えて、語り継いでいくかということが大切だということがありましたので、これは、先ほど議員からもあったように、1人でも多くの人にそういう趣旨をしっかりと伝えるということが大切であるというふうに考えておりますので、その点において、多くの県民の方々の参画をいただきながら、そういう働きかけをしっかりと進めていきたいと考えております。

〔大林 清防災危機管理部長登壇〕

防災危機管理部長（大林 清） 私のほうから、防災教育を具体的にどう進めていくのかということについて御答弁を申し上げます。

東海・東南海・南海地震の発生により大きな津波被害を受ける地域は、現在の津波浸水予測調査結果においても19市町367地区ございます。現在作業中の新たな浸水予測調査の結果、さらに拡大する可能性がございます。

これらの地域において子どもたちの命を守るためには、子どもたち自らが災害時に判断し、行動することが必要で、子どもたちが保護者とともに地域において津波避難訓練等の実践的な訓練をすることで、災害への対応力を身につけることができると考えております。このことを効果的に進めるための教材、ツールとして、東日本大震災での津波映像を用いた啓発映像でありますとか、みんなで災害対応を考えるクロスロード形式の防災体験キット等の作成を現在進めておるところでございます。

これらの教材を活用して、子どもたち、保護者、地域の方々が一緒になって知識を知る、そして行動していく、そうした取組を今後進めていきたいというふうに考えておまして、まずは津波が早く到達する県南部の地域から、

市町の皆さんとも協議して啓発活動を実施するとともに、モデル的に津波避難訓練等の実施を促すなどの取組を広げていきたいと考えております。

訓練の実施に当たっては、関係市町の皆さんとともに、県が現在育成を進めておりますみえ防災コーディネーターの方々、また、三重大学が中心となって育成していただいております、美し国・三重のさきもりなどの地域の防災人材とも連携をして、より充実したものにしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔 1 番 下野幸助議員登壇 〕

1 番（下野幸助） 御答弁ありがとうございました。

最後に部長からコーディネーターとか三重のさきもりというお話がありましたので、連携して県民一人ひとりに行き渡らせるよう、よろしく願いいたします。

防災関連最後のお話で御質問を一つだけさせていただきたいんですけども、先日、政府の中央防災会議の専門調査におきまして、調査会の座長である河田関西大学教授が、津波避難は徒歩を原則とし、住民が速やかに逃げられるよう、津波避難ビルや避難路を整備するというところで、5分以内を目安に安全な場所に到達することを目指すという発言がありました。

また、前回6月の第2回定例会の際には、行動計画策定に関しまして、新政みえ代表の舟橋議員の質問に対しまして、知事からも、安全な避難所の確保、避難路整備のほか、住宅等の耐震化など、命を守る施策を早急に実行していきたいというお言葉もいただいております。

この国の方針と県の方針、つまり鈴木知事の答弁は、基本的に同じだと私も認識しておりますけれども、中央防災会議の結果のお話とか、とりわけ徒歩5分以内という難しいハードルもあるかと思うんですけども、今後の緊急地震対策行動計画の方針について、いま一度知事の思いをお伺いさせていただきたいので、よろしく願いいたします。

知事（鈴木英敬） 緊急地震対策行動計画でありますけれども、先ほども答弁をさせていただきましたけれども、3月11日の東日本大震災で想像を絶す

る被災地の状況を目の当たりにしまして、3連動の発生で甚大な被害を受けることが予想される三重県としては、その地震・津波対策の見直し、あるいは県全体の災害対応力の強化、そのために災害に強い地域づくりを一層進める必要があると決意をし、そして、その緊急地震対策行動計画をまとめようということで、現在対応しているところであります。

中身につきましては、先ほども申し上げましたが、県民の命を守るということを最優先に、強い揺れと津波、これの対応をどうするかということで、現在取り組む中身を詰めておるところでありまして、早急に取りまとめ、お示しをさせていただきたいというふうに思っております。

また、その中身については、先ほども申し上げましたが、行政の計画で難しい言葉がいっぱい並んでいるんじゃなくて、県民の皆さんにも理解をしていただける、まさに自助とか共助を促す計画でありますので、そういうようなことも心がけた計画にしたいと思っております。

あと、国の、先ほど議員からおっしゃっていただいた内容につきましては、5分以内というのは具体的にどこにもまだ実は書かれていなくて、河田先生がおっしゃったんです。それは、津波が10分ぐらいで来ますと。二、三分揺れますと。その残りはそれぐらいですよということで5分以内とおっしゃられましたので、いずれにしましても、そこは国の調査会の具体的な内容をしっかり見ながら、その計画にどう反映するかは考えていきたいと思えます。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

1番(下野幸助) 御答弁ありがとうございました。

迅速な計画策定のほう、よろしくお願ひいたします。

それでは、2番目の自然エネルギーの推進についてお話しさせていただきたいと思えます。

県では水力発電を除く太陽光発電、風力発電などのことを新エネルギーと位置づけて事業の推進を行っていくということですが、ここでは水力発電も含めた自然エネルギーの推進について、何点かお願ひをさせていただきたいと思えます。

何度も言うようですが、3月に東日本大震災が発生いたしまして、その後、原発事故、そして、中部電力浜岡原子力発電所の緊急停止という流れになっております。昨日、浜岡原子力発電所につきましては、発電所の地元である静岡県牧之原市の市議会で永久停止という法案が可決されたということで、これは今後のエネルギー政策に対して市民が示した大転換期だと、私、認識しております。

今後のエネルギー政策につきましては、さらなる方向転換と、それから自然エネルギーの推進をやっていかなければならないという状況になっております。

そこで、少しまた政府の動きに目を傾けますと、鈴木知事も御存じのとおり、東日本大震災と同じ3月11日の午前中に再生エネルギー法案が閣議決定されまして、その日の午後に震災が起きたんですけれども、今後の自然エネルギーの比率を高めるべく、菅前総理が再生可能エネルギーの電力全量買い取り法案を成立させまして、先日、野田総理がエネルギー戦略を来年の夏をめどに策定するというコメントがありました。

海外におきましても、ドイツ、フランス、イタリアなどヨーロッパでは、自然エネルギー比率を大幅に引き上げようという考えをしております。

22日には、今後のエネルギー政策に関しまして、原発依存度を低減して再生可能エネルギーを推進し、省エネを徹底といった3本柱にしたベストミックスをやっていくというお話も聞いております。

今後のエネルギーの技術開発におきましては、化石燃料発電のクリーン化をどこまで進められるのかということも検討課題に挙がっているようですので、国と並行しまして三重県も、どのようなエネルギー政策が最適なのか、判断材料、情報収集・共有化に高いアンテナを張っていただきたいと思っております。

さて、三重県でも新エネルギービジョンというのを掲げられており、自然エネルギーの技術を導入し、新エネルギーの比率を高めていくということなんです。この新エネルギービジョンに関しまして、長期的なビジョン、お

考えを知事にお伺いしたいと思っております。

また、自然エネルギーを推進するに当たりましては、ソフトバンクの孫正義社長が事務局長を務めていらっしゃる自然エネルギー協議会にも三重県としては参画しておるようですが、どの程度連携されるつもりなのか。これ、都道府県によって結構温度差があって、孫さんと協力的な関係である神奈川県黒岩知事とかは積極的に進めているようですが、三重県としての立ち位置というのを教えていただきたいと思っております。

エネルギー協議会のオープニングでは江畑副知事も参加されて、コメントをお伺いさせていただきましたけれども、それより具体的な御答弁をお願いしたいと思っております。

以上、ここまで、御答弁、よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 御質問いただきました2点、まず、新エネルギービジョン、それから、自然エネルギー協議会、この2点について、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、エネルギー政策については、これまでのように国や電力会社だけに任せるという固定観念から脱却し、県民生活や県内産業の基盤となる安定的なエネルギーを確保していくため、県も主体的に取り組む必要があると考えております。

これまで本県では、新エネルギー導入の促進を図るため、三重県新エネルギービジョンに基づき、普及啓発をはじめとした取組を行ってきました。平成22年度には新たなビジョンの策定に向けた検討を行い、太陽光発電や風力発電、バイオマス熱利用など10種類の新エネルギーを対象として、その導入促進策や導入目標を掲げた中間案を平成23年3月に取りまとめたところであります。

しかし、その後発生いたしました東日本大震災以降、エネルギーを取り巻く状況は大きく一変をいたしました。このため、新エネルギービジョンについては、安全で安心な地域エネルギーの確保を軸にして、地域活性化、温暖

化対策、産業振興、そういうものと連携させながら、さらに発展、充実させる形で、今年度中に取りまとめたいと考えております。

なお、新エネルギーの比率などについては、ビジョンの中で県としての戦略的な数値を目標として検討していきたいと考えております。さらに、今回のビジョンの改定は、単に目標数値の高さを、比率だけを競い合うというような中身ではなく、重点プログラムなどの具体的な内容を盛り込み、成果を着実に上げることができるようになってまいりたいと考えております。

続きまして、自然エネルギー協議会についてであります。自然エネルギー協議会は、震災後のエネルギー問題を契機に、ソフトバンクグループが各都道府県に対して参加の呼びかけを行い、自然エネルギーの普及拡大にかかわる活動を目的として、本年7月に設立されたものであります。現在、協議会には本県を含む35道府県とソフトバンクグループが参加しており、自然エネルギーを推進するための政策制度のあり方などについて協議し、国に対して提言を行うこと、各道府県における先進的な取組事例や、問題、課題などの情報交換や情報共有などを進めていくこととしております。

本県としましては、各道府県や民間企業と連携する形で、自然エネルギー導入の先進事例や推進する上での共通の問題、課題などを情報交換する場と位置づけており、この協議会への参加を通じて、三重県における新エネルギー導入の促進策の検討に役立てていきたいと考えております。

一方で、ソフトバンクではメガソーラー事業などを検討されていますが、ソフトバンクが事業者として進める個々のメガソーラー事業と自然エネルギー協議会の活動とは、切り離された別のものであると認識をしております。

ソフトバンクの行うメガソーラー事業については、これまで我々が入手している情報によると、土地を無償貸し付けすること、自治体が一部の費用を負担すること、固定資産税の減免措置をすること、自治体が電力会社との交渉も行うことなどを前提としていると聞いておりますので、県がソフトバンクの事業に参画していくには課題が多いと現状では考えております。

〔 1 番 下野幸助議員登壇 〕

1 番（下野幸助） 御答弁ありがとうございました。

次に、自然エネルギーで、今、知事からもバイオマスの話があったと思いますので、そのことについて少し触れさせていただきたいと思います。

私自身も、7月に松阪市にある木質チップの製造施設と、8月には愛知県碧南市にあります碧南火力発電所の現地に行かせていただきまして、近くの港にあるチップヤードとか発電所の状況を把握させていただいたところでございます。

碧南火力発電所における県産材の活用が早期に実現できるよう、先日東議員の質問の答弁でもありましたとおりなんですけれども、私のほうからも改めてお願いしたいと思っております。利用されていない間伐材をはじめとする木質バイオマスを新たな自然エネルギーとして地域で有効活用するためにも、また、地球温暖化の防止とか山村地域の雇用創出も期待できますので、積極的に活動していただきますようよろしく願いいたしますが、県としてのバイオマスのエネルギー利用を積極的に進めるための取組、考え方についてお尋ね申し上げます。

自然エネルギーの推進は長期的に、県民の皆様、とりわけ未来の子どもたちの生活環境向上に直結しておりますので、今後とも、国のエネルギー政策やエネルギー協議会等を通じて、情報の共有化、水平展開をしていただきたいと思いますと思っております。

一つ、エネルギー関連に関しまして要望がございます。

四日市市に、最先端の研究開発から中小企業支援、産業人材を1カ所で行う高度部材イノベーションセンターというのがあります。略してAMIC（エーミック）というところなんですけれども、このAMICに関しましては、技術開発のみならず産業人材を育成する場でもありまして、県内企業や大学、国立高専などとも連携し、技術者、製造管理者、メカトロニクス技術者育成にも力を入れております。

先日、三重県の事業仕分けの40事業の中の一つに上がっておったようなんですけれども、このAMICに関しましてもいろいろやっております。国が

らも、文部科学省から地域イノベーション支援プログラムにも採択されている事業もありますので、ぜひとも継続して支援していただきますよう、よろしくお願いたします。

済みませんが、先ほどのバイオマスの件に関しまして1点、御答弁、よろしくお願いたします。

知事（鈴木英敬） 木質バイオマスにつきましては、再生可能エネルギーの法案が通りますと、太陽光発電、風力発電とともに、期待が非常に高まっております。木質バイオマス発電は、ほかの再生可能エネルギーと比べますと、天候に左右されないなどの、そういう利点がありますけれども、一方で、原料となる未利用間伐材などを大量に確保しなければならないということとか、あるいは採算面などで、まだまだ課題が多い状況となっております。

そのため、現在、先ほど議員も見に行っていたとおっしゃっておられましたが、石炭火力発電所での混焼、この取組を通じまして、県内11カ所の実証実験や、あるいは林業者と建設業者の連携によるトライアル事業、こういうので、低コストで安定した木質バイオマスの供給システムを早期に構築していきたいと考えております。

エネルギーの安定供給の確保、あるいは地球温暖化防止への対応、そういう意味で自然エネルギーの利用拡大が急務でありますので、地域の動向を注視しながら、太陽光発電や風力発電とあわせて、木質バイオマス発電の県内への導入に取り組んでまいります。こういう木質バイオマス発電の推進は、本県の豊富な森林資源の有効利用を促進することから、林業の再生にもつながっていくと考えております。

また、先ほどの、私も答弁の中で申し上げましたが、中部電力の碧南火力発電所の混焼実験のものについては、早期に実現できるように、我々も働きかけを強めてまいりたいと考えております。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

1番（下野幸助） 御答弁ありがとうございました。

それでは、3点目の話に移らせていただきたいと思います。三重県経営戦

略会議についてということです。

この経営戦略会議につきましては、県政における政策課題に関し、知事が専門的かつ総合的な見地を有する方と意見交換を行うため設置されたということで、知事就任早々設置されたということに関しましては、私も感謝を申し上げる次第でございます。

ただ、あいにく県会議員は傍聴参加できないということでしたので、これまで開催された2回分の議事録を拝見させていただきました。そこで感じたことを3点申し上げたいと思います。

まず一つ目は、経営戦略会議の議論をもう少し活発にしてほしいということです。出席委員の皆様のお知恵を、より三重県の経営、経済の政策に取り入れていただきたいと思います。御承知のとおり、県の財政も非常に厳しい状況ですので、積極的な意見をもう少しいただきたいと思っております。知事も初日の提案説明で、経営に関しては選択と集中というお言葉をいただいております。裏を返せばリスクとリターンという側面があるかと思うんですけども、政策実行に関しまして、ぜひとも、一つでも多く実行へシフトしていただきたいと思っております。

二つ目は、一つ目の具体案なんですが、もう少し具体的な政策課題を取り入れていただきまして、財政、経済関連の課題に的を絞って議論していただきたいと思っております。出席委員は皆さん、私が言うのもおこがましいんですけども、すばらしい人ばかりで、例えば、委員の1人でもあるトヨタ自動車の奥田相談役は、トヨタの大変厳しい状況を乗り越えられてきました。信念と熱意を持って一生懸命やってこられた方ですので、奥田相談役に限らず、多くの方々の考えや衆知を集めていただきまして、三重県の財政基盤をよりよいものにしていただきたいと思っております。

知事のお言葉をかりるのでありますと、この経営戦略会議におきましても協創という言葉を使っていたいただきたいと思っております。

最後に3点目なんですが、もう少し、さらに具体的に言わせていただきまして、財政指標とか目標に着目して、それを改善していくための議論があっ

てもよいのかなと思っております。

例えば将来負担比率をよくするためにとか、企業誘致など、定性的でも定量的でも構いませんので、現状は走り始めたばかりのこの会議なんですけれども、経営というのは人、物、金の循環が基本だと思いますので、その基本を向上するためにも一つの切り口をつくっていただいて議論していただきたいと思っております。

以上、私の意見を3点述べさせていただきましたけれども、知事の三重県経営戦略会議に関する思いと今後の方向性について御答弁願います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 三重県経営戦略会議についてであります。

私は、時代が大きな転換期を迎える中、10年後、20年後の世界や日本がどのようになっていくのかという視点から今後の県政のあり方を考えることが必要だと思っております。そこで、三重県経営戦略会議を設け、県政における政策課題に関し、専門的かつ総合的な知見を有する方々に大局的な観点から御助言をいただくことといたしました。

様々な分野における有識者の方々との意見交換で得られる貴重な知識や情報、物事のとらえ方は、県政を進めていく上で大いに参考になると考えております。

経営戦略会議は答申を得るための会議ではなく、自由な雰囲気の中で幅広い御意見をいただくためのものであります。経営戦略会議では開催ごとにテーマを設定することとしており、今年度については、新しい県政ビジョンを策定するに当たって、時代潮流や現状認識など、参考となる事項について御意見をいただくこととしました。

これまでに開催した会議では、現在の日本社会の置かれた状況は、明治維新、第二次世界大戦の終戦に次ぐ第3の分水嶺であるという御意見、これ、まさに奥田相談役からいただいた御意見であります。これからの社会のキーワードを多様性ととらえ、一人ひとりが個性を發揮して輝くことによって社会全体のパワーが向上するといった御意見など、数多くの貴重な御意見をい

ただいているところであります。

いただいた御意見につきましては、みえ県民カビジョン（仮称）中間案における基本理念などの記述に反映させていただきました。今後も御意見をいただき、みえ県民カビジョン最終案を充実させていきたいと考えております。

以降の経営戦略会議につきましては、私が県政を運営するに当たって重要と考える課題の中からその都度適切なテーマを設定し、積極的に委員の皆様から御意見を伺っていきたくと考えております。その運営の中に当たっては、今、議員から御指摘のあったような手法についても検討をしてみたいと考えております。

その中で、例えば、先ほど目標という話もありましたけど、そういう少し専門的な検討を要するような事項については、今年度、行財政改革専門委員会を設置したように、必要に応じて専門委員会も設けながら会議を運営していきたいと考えております。

それから、傍聴についてでありますけれども、県議会の議員の方はだめだというのではなくて、会場の大きさの都合上、マスコミの方しか入れなかったのも、次回以降は傍聴可能としてありますので、ぜひ傍聴のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

1番（下野幸助） 御答弁ありがとうございました。

会場の都合というのは、私、初めて今聞きましたので、済みません。3回目以降、出席させていただきたいと思います。

最後に、4点目の話に移らせていただきたいと思います。教育・スポーツ環境及び施設の充実についてということで3点申し上げさせていただきます。

まず一つ目は、教育環境なんですけれども、スクールカウンセラーということとスクールソーシャルワーカーというお話をさせていただきたいと思ひます。

学校には、子どもたち、そして保護者、先生の心理面、精神面等をサポートするために、スクールカウンセラーという専門職の職員の方々が配置され

ております。2010年度には、スクールカウンセラーにつきましては、県内の小学校65校、中学校155校、高等学校25校の計245校に配置していただき、ありがとうございます。また、さきの台風12号で被災して休校している紀宝町の二つの小学校に、子どもの精神的なショックを和らげるために早急にスクールカウンセラーを2名派遣していただいたということで、これも改めて感謝申し上げる次第でございますが、このスクールカウンセラーの任務は、成長過程である子どもたち、そして、また、それを支援していく保護者、先生方にとっても大変重要なサポートとなりますので、引き続き御協力のほうをよろしくお願いいたします。

一方で、もう一つのスクールソーシャルワーカーにつきましてはなんですが、このスクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士等資格を持つ方が多く、学校内の対応だけでなく、校外の福祉関連機関をはじめとした社会資源との連携構築をすることができる方々でございます。

このスクールソーシャルワーカーといえますのは、県内に4名しか現在おりません。したがって、このスクールソーシャルワーカーの配置の拡充を要望させていただきます。

私自身も地元の鈴鹿市の小・中学校を訪問させていただきました。現地の先生方にお話をお伺いしましたが、共通してスクールソーシャルワーカーの適切な配置を希望するという御意見をいただきました。このスクールソーシャルワーカー、県では4名いると言いましたが、3名が社会福祉士または精神保健福祉士等の資格を持っている方で、残り1名は警察官ということなんですけれども、今後のこの4名という体制は不十分であると思いますが、教育長の御見解をお願いいたします。

それから、二つ目についても、これ、教育環境のお話なんですが、武道関連になります。

平成24年度から全面实施されます中学校の新学習指導要領におきましては、武道、すなわち柔道もしくは剣道が必修化となっております。中学生での剣道、柔道の授業を拝見しますと、2年生、3年生になってくるとがたいも大

きくなってきて、実力的、体力的、技術的にも専門的な指導者の支援が必要であると思っておりますので、武道の専門として職についていただけるように御要望を申し上げます。この件につきましても、教育長の御見解をよろしくお願いいたします。

それから、最後に3点目なんですけれども、スポーツ施設環境の充実についてでございます。

先日、館議員が、スポーツに関する人、物、金については熱弁をふるっていただきましたけれども、私からも再度、整備についてお願いさせていただきます。

まず、鈴鹿市にあります三重県営スポーツガーデンにつきましては、平成4年度から平成19年度にかけて、第1期整備といたしましてサッカー、ラグビー場、第2期整備といたしましてテニスコート、屋内温水プール、第3期整備といたしまして体育館、それから、財団法人三重県体育協会により、宿泊棟とかレストハウス、温浴施設等の事業が完了しまして、今、幅広く県民の皆様にご利用されているという状況なんですけれども、ただ、残念なのがサッカー競技場、知事ももう御存じかと思うんですが、収容人員の関係でJリーグ公式戦が開催できないということになっております。競技場自体はすばらしい施設なんですけれども、収容人員等の関係でできないということになっておりますので、これは館議員からもお話がありましたけれども、全国的に見てもJリーグの公式戦ができないというのは少ないということですので、何とぞよろしくお願いいたします。

また、伊勢市の県営総合競技場につきましても、国体基準対策とか老朽化対策が必要であると感じました。先日、私も障がい者スポーツの関係で、現地、拝見させていただきましたけれども、選手は選手で一生懸命練習しておりますし、やはりそれをバックアップしていくというのが県の役割だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

伊勢市からまた、野口みずきさんではないですけれども、すばらしい選手が1人でも多く誕生していただくためにも、何とぞよろしくお願いいたしま

す。

平成30年にインターハイが行われますし、平成33年には国体、障害者スポーツ大会等も開催を予定されておりますので、厳しい財政とは思いますが、プロ野球、プロサッカーともに、公式競技場のほう、よろしく願い申し上げます。

こうした点を踏まえまして、今後の施設整備につきまして、教育長のお考えをよろしく願いいたします。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

教育長（真伏秀樹） 教育・スポーツ関係、3点お尋ねでございますので、順次お答えを申し上げます。

まず、スクールソーシャルワーカーでございますけれども、御紹介がありましたように、スクールソーシャルワーカーは、社会福祉等の専門的な知識技術を用いまして、いじめ、虐待などの課題を抱えた児童・生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを用いて課題の解決に向けた支援を行ってきているところでございます。

平成22年度には、市町教育委員会、それから学校等からの要請によりまして、小学校14校、中学校で17校、高等学校で23校にそれぞれ派遣をいたしまして、それぞれ支援をしてきたところでございます。

私ども、このスクールソーシャルワーカーの有効性につきましては十分認識をいたしております。また、市町の教育委員会、学校等からの要請も増えてきておりますので、本年度4名スクールソーシャルワーカーがおりますけれども、その平均勤務日数を昨年度の1.3倍まで増やしたところでございます。この対応によりまして、当面各学校等からの要請には十分こたえられるのかなというふうに思っております。

当面こういう体制で進めてまいりますけれども、今後も引き続きまして、生徒指導特別指導員でございますとかスクールカウンセラーとの連携を一層図る中で、より効果的な支援を行えるような体制づくりもつくっていききたいというふうに思っておりますので、1点目は以上でございます。

2点目は、武道の必修化でございます。

武道の必修化につきましても授業の中で行われることとなりますので、当然その中心は保健体育を担当いたします教諭が中心になることというふうに思っております。

こうしたことから、県の教育委員会では教員を対象にいたしまして、平成21年度から柔道、剣道の指導者講習会を新たに開催いたしまして、武道の持つ、我が国固有の伝統と文化に子どもたちが触れることができるような、そういう教員の指導力の向上に努めてきたところでございます。

また、武道の段位を取得するための講習会につきましても、これまで柔道と剣道を隔年で開催しておりましたけれども、平成22年度からは柔剣道とも毎年開催する形で取組をしてきております。

こうしたことによりまして、指導者の講習会に参加をいたしました教員、それから武道の段位を取得しております教員については、これまで200人を超える格好になっておりまして、武道の必修化に向けた教員の確保については一定図られてきたかなというふうに思っております。

さらに、武道の専門性を有します地域の方を外部指導者として学校に派遣する事業も実施をいたしておりまして、武道の授業におけます教員の実技指導を補助するための指導者の確保にも努めてきたところでございます。

県の教育委員会、来年度から必修でございますので、引き続き講習会等を通じて保健体育科担当教員の指導力の向上に努めていきたいと思っておりますし、あわせて、県の柔道協会、それと県の剣道連盟など、武道団体、それと、市町の教育委員会と連携をする中で、指導者の確保、それと、中学校におけます武道の授業がより安全で効果的に実施されるよう、引き続き学校のほうを支援していきたいというふうに思っております。

3点目の競技スポーツの施設の関係でございますけれども、施設整備については、るる御紹介がございましたので省略をさせていただきたいと思いません。

私ども、スポーツ施設の整備につきましては当然、競技力の向上でござい

ますとか人材育成ということ、それから、また、その施設を一つの拠点として地域振興も図られるかなというふうに思っております。そうしたこと、それから、今後、国体等の大規模大会等の開催も見据える必要もありますし、それから、また、県だけではなくに市町におけます施設整備の状況等もいろいろありますので、そうしたことをしっかり勘案しながら今後どうするかというのを検討していく必要があるかなというふうに思っております。

今年度、三重県営スポーツ施設整備方針、これを見直すことになっておりますので、この見直し作業を通じまして、本県の今後のスポーツ施設の整備のあり方について検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔 1 番 下野幸助議員登壇 〕

1 番（下野幸助） 御答弁ありがとうございました。

教育長から前向きな、最後の施設整備等の言葉をいただきましたけれども、最後に、知事に一言だけ、Jリーグの公式競技場とかの前向きな、今の現状のお考え、難しいと思いますが、一言だけよろしくお願いいたします。

知事（鈴木英敬） 先般も答弁させていただきましたけれども、スポーツは、夢、希望、感動を与えると。今のこういう困難な時代にあっては、そういう力をかりなければいけない。また、県全体の一体感、スポーツもこういうのが出ていく、そういうのを拠点として、一定の施設整備というのは必要であると十分認識しております。

また、Jリーグとプロ野球の公式戦が両方見れないのは島根県と三重県だけという大変残念な結果でありますので、先ほど教育長が答弁しましたように、今年度の整備方針の中でしっかりと議論して検討していきたいと思いません。

〔 1 番 下野幸助議員登壇 〕

1 番（下野幸助） 時間となりましたので終わらせていただきますけれども、しっかり議論していただきまして、前向きなお答えが出るように祈っておりますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

副議長（中村進一） 本日の質問に対し関連質問の通告が1件あります。

濱井初男議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。3番 藤根正典議員。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

3番（藤根正典） 私、熊野市・南牟婁郡選出、新政みえの藤根正典でございます。

皆様の御理解をいただきまして、濱井議員一般質問に関連して、台風12号の被害の対応と復旧、復興について、被災地選出議員として質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

朝一番で、大久保議員のほうからも熱い思いを語っていただきました。私も今回の災害に対しまして、大久保議員とともに現地で一生懸命頑張らせていただいているわけですが、大変苦しいものがあります。よろしくお願いいたします。

このたびの台風によってお亡くなりになられた方々に、まず、心からお悔やみ申し上げますとともに、被災され、苦しい生活を余儀なくされている皆様にお見舞いを申し上げます。

そして、災害発生以来、対応に当たってこられた市町職員の皆さん、消防や警察、自衛隊関係者の皆さん、消防団、自主防災組織の皆さん、地域の方々、そして、応援に入られた県、県下各市町の職員の皆さん、多くの、本当に多くのボランティアの皆さんに心から感謝を申し上げます。

また、被災地に入っていたいただいた議員の仲間の皆さん、鈴木知事以下執行部の皆さんにもお礼を申し上げます。ありがとうございます。

時間がございませんので急ぎたいと思っておりますが、1点目は、台風12号に対する県の対応についてです。

最初に申し上げましたように、県民センターや各事務所におかれましては市町とともに不眠不休で対応し、県は職員派遣も含めて、市町と連携をとって対応に当たっていただきました。しかし、知事は、初期の連携や、あるい

は情報収集にかかわって課題があったことも述べられました。

そこで質問ですが、22日の一般質問での答弁で小林東紀州対策局長は、集客交流や産業振興に向けた対策局の実績を述べられました。部局横断的に対応可能な東紀州対策局が、災害時においても中核的な機能を果たすことは可能ではないかなという思いもあります。今回の災害において東紀州対策局が果たされた役割についてお答えいただければと思います。

もう一つは、現地対策本部についてです。

知事は政策集で、南勢地域振興に副知事級の職員配置をうたっておられます。今回の災害時に、県庁に災害対策本部が設置されることは当然ですが、東紀州に災害が集中していることを考えたとき、副知事が現地に駐在し、県庁の対策本部と連絡調整を行いながら現地指揮をとるという方法もあったのではないかと考えますが、このことを知事は検討されたのかどうか、お答えをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

知事（鈴木英敬） まず1点目の東紀州対策局の今回の台風で果たした役割ということでありまして、組織として東紀州対策局が現地の災害対策本部に入っていたということはありませんが、紀宝町に派遣された職員の数名、多くは、東紀州対策局のメンバーもたくさん含まれております。そういう意味では、ふだんのまちづくり、観光振興の中で、東紀州に対する熱い思いを持ってやっている職員が、今回の災害においても現地に派遣をし、紀宝町の災害対策本部とかの中でしっかり活躍してくれたと、そういうふうに私は思っております。

それから、2点目の現地においてそういう幹部がいてということではありますが、現在の災害対策本部ということでは、県民センターが各地域、各区域のトップとして中央災害対策本部というのをつくるというのが運用の計画の中に入っておるわけでありまして、今回、そういう情報収集とかいろんな組織体制ということについては、初動において特に一定の課題があったというふうに私は思っておりますので、今後の検証の中でこういった体制がいいのかということについて検討してまいりたいと思っております。

最後になりますけれども、藤根議員の懸命な地元における活動、これにも心から感謝と敬意を申し上げたいと思います。

〔 3 番 藤根正典議員登壇 〕

3 番（藤根正典） ありがとうございます。

今回の災害に関してもどこかの段階で県民センターや各事務所との対応についての総括等もあるんじゃないかなと思いますが、ぜひ、今後の大規模災害に対応するという意味で、検討の一つに加えていただけたらというふうに思います。

二つ目は、子どもたちへの支援についてです。

台風被害は、子どもたちにも大きな影響を与えました。家屋の破壊や床上浸水によりまして、衣服や学用品だけでなく、大切にしていた思い出の品などもすべて失ってしまった、そんな小・中学生が紀宝町だけでも約130人おります。御浜町や熊野市を含めると、また、保育園の園児や県立学校の子どもたちも含めると、さらに多くの子どもたちが、つらく苦しい思いをしております。

災害救助法による教科書や学用品などの支援もございますが、これについては、金額的にもかなり厳しい部分があります。とても十分なものであるというふうには言えない。

さらには、水害時、夜の脱出、避難というような中で、大変怖い思いをした。浸水した家の中で水がだんだん増えてくる。そのような中を、保護者の方に手を引かれたり、抱いてもらったりしながら、夜、避難をしなければならない。そのような怖い思いをする中で、その恐怖がフラッシュバックのようにあらわれてくるというような子どもたちの様子も聞かせていただいております。

先ほども下野議員のほうから、被災した小学校へのカウンセラーの派遣等の話がございましたが、大変ありがたく思います。県として、被災した子どもたちに対する支援について、メンタルケアも含めてどのような考えを持っておられるのかをお聞きしたいと思います。よろしく願います。

教育長（真伏秀樹） 私のほうからも少しお礼を申し上げたいと思いますけれども、今回、小・中学校、高校と、大変被害に遭いましたけれども、地域の方々、それとPTAの方々、それからほかの学校からの先生方の応援で早急に授業が再開されましたことを本当にうれしく思いました。本当に、御支援いただいたの方々に対してお礼を申し上げたいと思います。

それと、教科書等につきましては、先ほど御紹介がありましたように、災害救助法の適用のあるところにつきましてはその対応ができるかなというふうに思っていますので、それを一生懸命、今、調整させていただいております。

それと、災害救助法が適用されない地域につきましても、教科書協会のほうからも厚意により教科書の無償の給付というのがあるようでございますので、その手続も進めさせていただきたいと思っております。

それと、スクールカウンセラー等の関係でございますけれども、紀宝町のほうにはスクールカウンセラーが配置されておられませんので、現在、県の教育委員会のほうに配置の3人を現地に派遣させていただいております。その中で、授業の再開にあわせた形での児童の個別の面談をしたりとか、それから、授業の様子を見守ったりする中でのケア、それと、あと、教職員の方に対する被災者子どもへの対応の仕方とか、そういうことも含めて、いろんな形での御支援をされておるところでございます。

引き続き、またこういう活動についても、必要な時間数を増やす中で対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

3番（藤根正典） 大変急がせまして申しわけありません。

本当に、子どもたちの笑顔が、元気が、地域の元気につながると、復旧、復興の第一歩だと思いますので、子どもたちへのケアをぜひともよろしくお願いしたいと思います。

最後に、地域コミュニティーにかかわりまして、被災地は台風12号の甚大

な被害の上に台風15号の被害というような形で、大きなショックを受けております。被災者の方に聞くと、大切なものを失い、家も失い、この先の生活に大変不安がある、また災害に遭うのではないかと思うと、家の復旧や、あるいはどうするのか、引っ越しを考える必要もあるんじゃないかというような声も聞こえてきます。

自宅を再建し、地域で生活していくことへの不安を感じている方が多くいらっしゃいますし、輪中を含め、次の災害、水害を心配しながら地域に残って生活していけるのかということを考えていらっしゃる方もいらっしゃいます。

また、地域に残って頑張っていこうという方も、生活等々、不安を抱えていらっしゃいます。

安心・安全に暮らしていける地域の再生に向けての知事の考えを聞かせてください。お願いします。

知事（鈴木英敬） 私も現地に入りまして、今、議員から御指摘のあったような声、多数聞いております。

東日本でもあったような、てんでばらばらになってしまうようなことがないように、幸いにして、被害はありましたけれども家の形は残っていたりとかいう部分がありますので、そういうてんでばらばらになって、非常に孤独な思いで今後の人生を歩んでいかなければならないというようなことがないように、市町ともしっかり連携をして、コミュニティーの再生についてどういう方策が適当か、しっかりと議論したいと思います。

〔3番 藤根正典議員登壇〕

3番（藤根正典） ありがとうございます。

市町と連携してということをお願いいただきましたので、一日も早い復興のために、幸福を実感できる、そういう生活が戻ってくるようによくお願いしたいと思います。

終わります。ありがとうございます。（拍手）

副議長（中村進一） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

副議長（中村進一） 着席のまま、暫時休憩いたします。

午後 3 時 1 分休憩

午後 3 時 1 分開議

開 議

議長（山本教和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追 加 議 案 の 上 程

議長（山本教和） 日程第 3、議案第 22 号及び議案第 23 号を議題といたします。

提 案 説 明

議長（山本教和） 提出者の説明を求めます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） ただいま上程されました補正予算 1 件、その他議案 1 件、合わせて 2 件の議案について、その概要を説明いたします。

議案第 22 号の平成 23 年度三重県一般会計補正予算（第 7 号）は、県に対する損害賠償請求訴訟の控訴審判決が確定したことに伴い、必要となる経費として 5034 万 9000 円を計上するものです。

なお、補正予算に要する財源としては、全額財政調整基金繰入金を計上しています。

議案第 23 号は、工事請負契約を変更しようとするものです。

以上をもちまして提案の説明を終わります。何とぞよろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（山本教和） 以上で提出者の説明を終わります。

休 憩

議長（山本教和） 議案聴取会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 3 時14分休憩

午後 3 時53分開議

開 議

議長（山本教和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号及び議案第23号の審議を継続いたします。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

議 案 付 託

議長（山本教和） お詔りいたします。本件は、お手元に配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託し、会議規則第36条第 1 項の規定により、9月28日までに審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本教和） 御異議なしと認めそのように決定いたしました。

議 案 付 託 表

政策総務常任委員会

議案番号	件 名
23	工事請負契約の変更について（三重県伊勢庁舎本館等建築工事）

予算決算常任委員会

議案番号	件名
22	平成23年度三重県一般会計補正予算(第7号)

意見書案審議

議長(山本教和) 日程第4、意見書案第1号台風による災害への対策を求める意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本教和) 御異議なしと認め、本件は、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採決

議長(山本教和) これより採決に入ります。

意見書案第1号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(山本教和) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

休会

議長(山本教和) お諮りいたします。明28日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本教和) 御異議なしと認め、明28日は休会とすることに決定いた

しました。

9月29日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

議長（山本教和） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時55分散会